

令和5年

予算審査特別委員会会議録

第3日

令和5年3月16日

忠岡町議会

令和5年 予算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	河瀬 成利	副委員長	勝元由佳子
委員	北村 孝	委員	二家本英生
委員	三宅 良矢	委員	前川 和也
議長	和田 善臣（オブザーバー）		

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町長	杉原 健士	副町長	井上 智宏
教育長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消防長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主査	酒井 宇紀
主査	岩間早百合

(会議の顛末)

委員長 (河瀬成利議員)

皆さん、おはようございます。昨日に引き続き予算審査特別委員会を開催いたします。本日の出席委員は全員でありますので、成立いたしております。

(「午前10時00分」再開)

委員長 (河瀬成利議員)

特別会計予算の審査に入りますが、特別会計と企業会計につきましては、各会計の資料説明後、質疑をお受けいたします。

それでは、議案第13号 令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、187ページから223ページまでの審査を行います。令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計予算資料について、担当課の説明を求めます。泉課長。

保険課 (泉 亜希課長)

予算書187ページをお願いいたします。議案第13号、令和5年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算で、第1項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,760万9,000円と定めるものでございます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を6億円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合、次のとおりと定めるもので、第1項、保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

内容につきましては、資料によりご説明させていただきます。お手元にご配布の令和5年度国民健康保険事業勘定特別会計予算資料をお願いいたします。

さきの福祉文教常任委員会の際に財源についてのご説明を申し上げた際の補足でございますが、国保会計においても地方交付税の対象となっている旨、報告させていただきます。では、1ページをお願いいたします。

国民健康保険事業勘定特別会計当初予算額で、令和4年度、令和5年度の歳入歳出予算額でございます。

まず歳入につきまして、令和5年度歳入の予算額の列をお願いいたします。1行目、国民健康保険料から順に説明いたします。国民健康保険料の予算額は3億7,144万円で、前年度に比べ2.3%の増となります。これは主に保険料率の改正、限度額の引上げによるものでございます。

使用料及び手数料の予算額は10万円で、前年度と相違はございません。

国庫支出金の予算額は13万9,000円で、皆増でございます。内訳といたしまして、マイナンバーの普及に要する費用を補填する補助金と、令和5年度に限り出産育児一時金の増額に伴い、市町村が負担する費用の一部を補填する補助金でございます。

府支出金の予算額は14億7,257万3,000円で、前年度より11.8%の増となります。内訳といたしましては、主に保険給付費等交付金で、医療費の支払いや大阪府統一基準の保健事業に充てられる交付金の普通交付金が14億5,194万4,000円、忠岡町として特別な事情によるものや徴収率の向上、さらなる保健事業の取組など忠岡町の努力が評価される保険者努力の評価などで交付される特別交付金の1,869万1,000円がでございます。

財産収入の予算額は5,000円で、これは忠岡町国民健康保険事業財政調整基金の利子収入でございます。

繰入金の予算額は2億2,118万8,000円で、前年度と比べ20.4%の増となります。これは事務費繰入金や財政安定化支援事業繰入金の増などによるものです。

大きく変更のある内容といたしましては、令和5年度の当初予算から本町の財政上のルールで、国民健康保険に関する事務に従事する職員分の人件費を一般会計から国保特別会計に移し、事務費繰入金で補填することとなりました。一般会計繰入金のうち事務費繰入金は4,099万2,000円で、前年度と比べ2,575万9,000円の増となっております。

繰越金の予算額は1,000円で、前年度と相違はございません。

諸収入の予算額は216万3,000円で、前年度と比べ6.3%の増となります。主に返納金でございます。

以上、歳入合計20億6,760万9,000円となり、前年度と比べ10.8%の増でございます。

次に、歳出について、令和5年度の歳出の予算額をご覧ください。

1行目、総務費の予算額は4,101万1,000円で、前年度と比べ169.2%の増となります。これは主に先ほど申し上げた国民健康保険に関する事務に従事する職員分の人件費を一般会計から国保特別会計に移したことによる増額となっております。

保険給付費の予算額は14億4,574万1,000円で、前年度と比べ12.4%の増を見込んでおります。医療費につきましては、大阪府の試算結果に基づき計上し、1億5,993万6,000円の増となりました。内訳として、一般被保険者分で14億4,557万8,000円を、退職被保険者で16万3,000円を見込みました。医療費の支出に必要な費用は、歳入でいう府補助金が当たります。なお、保険給付費のうち出産育児一時金については、42万円から50万円に増額することに対応して、予算額も増額となっております。

国民健康保険事業費納付金の予算額は5億2,527万2,000円で、前年度と比べ1.9%の増でございます。これは医療費の見込額の増加などに伴うものです。

共同事業拠出金の予算額は1,000円で、前年度と同額でございます。

保健事業費の予算額は3,346万7,000円で、前年度に比べ19.0%の増であります。これは主にデータヘルス計画の改定のための予算を計上した分でございます。

基金積立金の予算額は5,000円で、これは忠岡町国民健康保険事業財政調整基金における積立金を計上するものでございます。

交際費の予算額は6,000円で、前年度と同額です。

諸支出金の予算額は210万6,000円で、前年度と同額でございます。これは主に遡って国保資格喪失となった場合に、保険料を還付するための還付金でございます。

予備費2,000万円についても前年度と相違はございません。

以上、歳出合計20億6,760万9,000円となり、前年度と比べ10.8%の増でございます。

資料の2ページは、ただいまの令和5年度予算歳入歳出の構成比になります。後ほどご高覧ください。

では、資料の3ページをご覧ください。被保険者数の推移及び推計でございます。上段の表が一般被保険者、下段の表が退職被保険者となっております。上段の一般被保険者の表、令和5年度見込みの欄をご覧ください。右から4列目、一般被保険者は3,295人と見込みました。下段、退職被保険者は現在のところ対象者がなく、令和5年度も0人と見込んでおります。

4ページ以降は、主な保険給付費の推移と推計でございます。まず、資料の4ページをお願いいたします。療養給付費でございます。これは病院等の受診に係る医療費の保険者負担分です。令和5年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を一般被保険者で36万5,257円、退職被保険者で0円と見込み、年間支出額は一般被保険者で12億352万1,000円、退職被保険者で10万円と見込みました。先ほど、退職被保険者はゼロと説明しましたが、診療報酬の過誤返戻などで保険給付費の支出が発生する可能性がありますので、引き続き予算額は計上しております。

次に、5ページをご覧ください。療養費でございます。柔道整復療養費や針・灸・あんま・マッサージ等の施術料などの費用に係る保険者負担分で、令和5年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を一般被保険者で6,919円、退職被保険者で0円と見込み、年間の支出額は一般被保険者で2,279万9,000円、退職被保険者で1万円と見込みました。

次に、6ページをご覧ください。高額療養費でございます。令和5年度予算の行をご覧ください。1人当たりの支出額を一般被保険者で5万9,700円、退職被保険者で0円と見込み、年間の支出額は一般被保険者で1億9,671万1,000円、退職被保険者

で5万円と見込みました。

次に、7ページをご覧ください。出産育児一時金及び葬祭費についてでございます。令和5年度予算の行をご覧ください。出産育児一時金は24件で1,200万円、葬祭費は30件で150万円と見込みました。出産育児一時金は、令和5年度から1件当たりの支給額を50万円とする予定でございます。

次の8ページ、9ページは医療費の推移と推計でございます。4ページから6ページは保険者負担でございましたが、ここでは医療費の総額10割分となります。後ほど高覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

おはようございます。この保険料につきましては、今年で、大阪府の統一保険料になってから6年目、来年度ですね、令和5年度で6年目ということで、最終年になってます。もともとは平成29年までは忠岡町独自で保険会計があったので、基金がもしあれば、それを保険料の値段を下げるために、残っていれば一般会計から繰入れすることも可能であったんですけども、平成30年から忠岡町はいち早く大阪府の統一保険料のほうに入ってしまったので、そこから値段が上がり続けていて、今回、令和5年度ですよ、令和4年度に比べて平均で9.9%の値上げということをお伺いしてます。もともとやっぱり国民健康保険料は高いところだったんですけども、さらにこの値上げということで、特に低所得者に対しては結構な値上げになって、これで家計が苦しくなってくる場所もあります。

それでちょっとお伺いしたいんですけども、まず国保料金の滞納世帯についてなんですけども、決算のほうで令和3年度の滞納世帯のほうは310世帯あるとお伺いしたんですけども、令和4年度の見込みになるんですけども、どれぐらいの世帯のほうは滞納されているかというのと、あと、それと短期保険証の発行世帯の数と、資格証明書の世帯数を教えていただきたいと思えます。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

今把握しております滞納世帯なんですけども、107世帯となります。こちらのほうは、今、資格のある方の滞納世帯数となります。

はい。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

短期証の発行世帯数でございますが、81世帯でございます。

委員（二家本英生議員）

資格証明書は何世帯ですか。

保険課（泉 亜希課長）

すみません。資格証明書は26世帯となっております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

令和4年度のほうで、現在の数ですけども、滞納世帯が107世帯、令和3年度に比べたら数は減ってるものの、ただ、これはまだ確定の数値ではないと思いますので、それでも107世帯の方が国保を滞納されてるということなんで、やっぱり本来であれば払えるところなんですけども、家計が苦しくて払えない世帯も幾つかいてるということですね。

で、今、国保にかかっている世帯数というのはどれぐらいの数だったでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

ただいま、一番直近で3月1日なんですけれども、国保の被保険者の世帯数は2,184世帯でございます。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。昨年、令和3年度では滞納率が13.5%あったところが、令和4年度の見込みで4.9%ぐらいと、数は減ってきてますけども、やっぱりそれでも滞納している世帯がいてるということですね。分かりました。あと、短期保険証の発行世帯も81世帯、資格証明を発行しているところが26世帯あるということで、やはりこちらもなかなか保険料の支払いが厳しくて、そういう形になっていると思いますので、やっぱりちょっと国保料については少し高過ぎるような感じがします。

続いて、コロナの減免ですね。これが令和2年、令和3年と続けられてきたんですけども、この制度が令和4年度で終わってしまうということをお伺いしてます。ちなみに、この令和4年度でコロナの減免を受けられた方というのは何世帯あって、金額はどれぐらいになるでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和5年の3月10日現在の数字です。令和4年度分が16件で、金額といたしましては333万123円でございます。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これも令和3年よりかは、件数、令和3年で67件、金額が1,305万ほどとお伺いしていますので、件数は減ったとはいえ、これはもともと前年の収入の3割減、減ったところに対しての国保の減免ということなので、もっとほかには、対象者じゃないんですけども、もう既に令和3年度とかで収入が下がった上に、そこから3割以上下がってる人というのなかなか考えにくい。で、令和3年度で収入が下がってしまって、そのまま継続の方というのは、令和4年ではコロナの減免が受けれていない、そういう形になると思うんですけども、それは間違いはないですかね。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね、コロナ減免のほうのルールではそのような形になりますが、本町のコロナ減免ではない普通の減免のほうでしたら、また別の収入減の所得減の減免がございますので、あとは賦課時点で所得が下がっておりましたら、保険料も減額になってる方もいらっしゃると思えますので、よろしくをお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、その普通の減免されている方の件数というのはどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長、分からなければ後で。はい、二家本委員。

委員（二家本英生議員）

また後ほどお願いいたします。

そういうことで、やっぱりコロナ減免にしても、受けられてる方が少なくなっている。これが一概に収入が良くなったからというわけではなくて、あとは町独自の減免制度もあるということなんですけど、それも受けられている方も数名いらっしゃると思います。やっぱりこれだけ国保料が高くなると、来年度の滞納される方というのもちょっと多くなる

と思われましても、予算上ではどれぐらいの件数というのを見込まれているでしょうか。

これは無理かもしれませんので。すみません。無理ですね。ごめんなさい、ちょっと質問を変えます。それは置いといてください。そういうことなんで、ちょっと質問を変えます。

先ほど保険給付費の中で、府の試算により出されているということがありましたけども、その中身についてどのような試算で保険料の給付費を見込んでいるかという、何かそういった試算の主な要因というのを教えていただきたいと思います。

保険課（泉 亜希課長）

はい、すみません。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

大阪府のほうの試算では、被保険者数は減るんですけども、1人当たりの医療費が減らないとか、その分で計上しているというふうに大阪府のほうから報告を受けております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

となってくると、1人当たりの保険料が高くなると。大阪が何かしらの高額な医療、医療費が高くなっているというのもあるんですけども、そういった形でどうしても給付費が高くなってしまいうという試算をされてるということですね。分かりました。でも、これだけ高くなっているということであれば、本来であれば、今、基金のほう、令和3年度のほうで6,000万とお伺いしてますけども、この令和4年度の末での見込みの基金の積立てというのはどれぐらいになるでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和5年3月時点の残高になりますけれども、1,952万1,192円でございます。現在は5,000万円の一時借入れを行っております。実質的には6,952万1,192円となっております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

積立金がやっぱり今年度も1,000万弱ぐらいは今のところ積み上がってるというこ

とで、やっぱりこの積み上がってる黒字のお金、本来であれば、忠岡町の以前の制度であれば保険料の国保料の引下げのために使えたのに、大阪府の国保の運営指針のほうで引下げには使えない、そういった指針が示されています。でも、やっぱり国保事業はよく市町村の事業だとお伺いします。市町村でそれぞれの保健状況とか、状況って変わってくると思いますので、本来であればこの積み立てられた基金というのは、やっぱり負担軽減のために、引下げのために使っていただきたいと思いますけども、忠岡町としてはどのようなふうに感じておられますでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

基金を保険料を下げることに使うことは考えておりませんが、保険料率が高いですとか、低所得の方にそれが負担になっているというものにつきましては、国保制度の構成上の問題もありますので、その分につきましては引き続き大阪府のほうに強く要望してまいりたいというふうに考えております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これは毎年、大阪府には要望されてるとは思うんですけども、やはり大阪府がここを何とかしてもらわないと、私たちの、統一されてるわけですから、やっぱり保険料としては下がってこない。これはもう明らかな事実であります。でも、やっぱり忠岡町、ほんとに独自でね、繰入れすることも可能だとは思いますが。先ほども申し上げましたけど、市町村の単独事業となっておりますので、その辺については市町村、忠岡町で住民の暮らしを少しでも助けるために基金の繰入れをしていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

基金の使い方につきましても、大阪府の運営方針に基づいて私たち運用しておりますので、そういうご意見があるというのも、機会があれば大阪府のほうに引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これも強く要望していただきたいと思います。

ちょっと質問を変えます。特定健診なんですけども、こちらのほう、忠岡町もやってい

ただいておりますけども、こちらのほうの現在の受診率を教えてくださいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和4年度の2月末現在でございます。28.3%となっております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これは、昨年、令和3年度と比べて、令和4年度はまだ終わってないですけども、昨年と比べてどれぐらいの数字なんでしょう。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

昨年の2月末現在と比べましたら、昨年の2月末は25.3%でございましたので、プラス3%で推移しております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

昨年よりかは3%上がってるという数字なんですけども、やっぱりまだ28%台、最終的には30%、そこらになるかと思うんですけども、やっぱりこちらのほうもなかなか数字がここの数年上がってきてないと思うんですね。特定健診をすることによって医療費の抑制とかにやっぱりなってくるので、こちらのほうもずっと周知徹底されてると思うんですけども、この受診率を上げるために今までのやり方とはまた違った方法で何らかの形でお知らせしていかないといけないと思います。その点についてはいかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

本町といたしましても、議員おっしゃってくださってますように、受診率の向上につきましては、ほんとに係のほうも頑張っておるところです。例えばですけども、毎年ですね、去年使ったはがきを同じようなフレームでもう1回使うのではなくて、どのようなお声かけの表現にさせていただいたら住民さんの心に届き、じゃあ行ってみようかと思ってくれるかというような文章を、いろんな研修にも参加しながら考えております。それを変えて受診率が上がるかというのはまた別かもしれませんけれども、私たちのほうも毎年、去年と同じことをもう一度するのではなくて、その年度年度、どうしようかというのは常

に検討しながら、受診率を向上すべく頑張っておるところでございます。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

受診率の向上については、なかなかずっと30%台が続いてると思いますので、その改善に向けていろいろ努力されていくということで、分かりました。

あと、受診率向上のために、なかなかやっぱり平日、仕事をされてる方もいらっしゃいます。日曜の健診、今、忠岡町で年2回していただいていると思うんですけども、これについての例えば年2回じゃなくて、もう1回増やすとか、回数の増についてはいかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

年2回の回数についてなんですけれども、本町といたしましては引き続き2回という形で、現在も考えております。特定健診の集団健診は健康こども課のほうのがん検診と併せてセットにさせていただいている部分もございますので、日曜健診につきまして変更する場合は、そちらとの協議も必要になります。近隣で日曜健診を増やしているところもあるようなんですけれども、その効果というものをちょっとまた私たちのほうも引き続き近隣の状況も踏まえながら考えていきたいというふうには考えておりますが、現在のところは日曜健診は年2回ということでさせていただく予定としております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

確かに日曜健診を増やしたからといって、効果がどのようになるかというのは未知数なところがあるとは思いますが、やっぱり日曜、なかなか休みが取れない方も多いので、日曜に健診があったほうが行きやすいということもあり得ますので、その点については近隣市町ともちょっと話をして調査していただいて、調べていただきたいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑ございませんか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今の二家本委員の質問にかぶせる形になると思うんですけど、今、受診率向上で、行ってた人が行かなくなった理由とか調べてありますか。要は、何か二度と来たくないわと思ったら、もう来ないわけじゃないですか、絶対。来る人は来るじゃないですか、ほぼ。2割ぐらいは来ると思うんです、二十何%の人たち、十何%から。僕の同級生でも

健康マニアみたいなやつが1人いるんでね、そんなどこからでも行くんですよ。行ってたけど、1回行ったけど、何かもう嫌やったからやめたとか、二度と来なくなった人の理由とか聞いたことありますか。調べたこととか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

そうですね。電話勧奨したときに、ご本人さんのほうからおっしゃってくださる方につきましては、こちらで把握させていただけるケースもあるんですけども、行かなくなった方、皆さんからなぜ行かないのというのは、全員に対してはやってはいないです。

ただ、受診勧奨する際に、その抽出要件といたしまして、いろんな要件してまして、健診なしで医療もかかってらっしゃらない方ですとか、健診は行ってないけれども医療にかかってらっしゃる方とか、そういうのを毎年、その年度の動向を踏まえまして、40代、50代、60代、70代というような形でグループ分けを1回してみるんですよ。その中で受診勧奨の電話ですね、させていただくというような流れでは勧奨してるんですけども、そのような形になっています。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

仮に、来年受けたいと思うかとか、もし受けたくないんやったら何でなのかとか。僕ね、正直言うと受けたくないんです。僕、体重が80キロで、174センチなんです。体脂肪20%なんです。毎年行ったら、痩せてくださいと言われるんです。同じことを言われるんです。もう腹立ってしょうがないんです。違う保健師になっても、太り過ぎ違いますかと。BMIしか測れへんから。すごい嫌な思いをして毎年行ってるんですよ。というところもあります、正直。それは個々別々やと思います。でも、何かそんな嫌な思い、僕はこういう仕事をしてるし、こういう立場やから行ってるだけです。

それはいろんな方がいると思うんですよ。そうすると、やっぱり例えば体脂肪系を増やすなりとか、客観的な数値で測る。要は保健師さんの主観じゃないですか、それって。完全にBMIだけを見て、太り過ぎ違いますかと、運動しませんかとかね。何かそういうような健診内容をもっとブラッシュアップもしていくべきやと思うし、来年来たいか来たくないかの意見に真摯に、特に来たくないと言ってしまうような方の意見に真摯に耳を傾けて、今あるパーセンテージをまず落とさないのも重要なと僕は思っております。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

貴重なご意見ありがとうございます。うちの保健師の声かけの仕方というものは、特定健診と特定保健指導の国のマニュアルのようなものがございまして、BMIの数値につきましても、国の定めによる基準でございますので、やはりその数字上で私たちは生活習慣病の予防を図るための保健指導を行ったりですとか、あとは例えば成人病では糖尿病とかが目立って多くなるんですけれども、その糖尿病性腎症の重症化予防の事業をさせていただいたりとかとなりますので、その数値を見てというふうに今おっしゃってくださってるんですけれども、その部分につきましては国保の保健指導というのはそのような形になります。まず取っかかりの部分としてはそのような形になりますが、その数値だけで見て嫌やねんという、そのご意見がありましたら、ちょっとまた課内に持ち帰りまして、また声かけとか、そのような仕方の検討はさせていただくんですが、その対象となる方々についての教室のご案内とか、そういうのは基準としては変わらないものになります。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

まあまあ、今の答えではよう分かんけど。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑ございますか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬成利議員）

続きまして、議案第14号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計予算について、227ページから265ページまでの審査を行います。令和5年度介護保険特別会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

予算書の227ページをお願いします。議案第14号、令和5年度忠岡町介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億4,036万円と定めるものでございます。

第2項は歳入歳出予算の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条は歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の金額を流用することができる場合、次のとおり定めるもので、保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

続きまして、予算の内容につきましては、令和5年度介護保険特別会計予算資料によりご説明いたします。手元ご配布資料の1ページをお願いいたします。

当初予算額の歳入歳出について、前年度との比較と構成比を表にしたものでございます。歳入の保険料につきましては、令和5年3月31日時点の調定見込み及び第1号被保険者の減少により前年度より減少を見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては、前年度と比べ4.1%の増を見込んでおります。主な内容ですが、介護給付費は前年度予算と比較し1.7%の減少を見込んでおりますが、75歳以上の高齢者の増加見込みにより、財政調整交付金の伸びにより増額と見込んでおります。

次に、支払基金交付金につきましては、前年度と比べ1.7%の減を見込んでおります。これは介護給付費の減少見込みによるものでございます。

次に、府支出金につきましては、前年度と比べ1.9%の減を見込んでおります。これは介護給付費の減少見込みによるものでございます。

次に、財産収入につきましては、介護給付費準備基金の基金利息を見込んでおります。

次に、繰入金につきましては、前年度と比べ4.1%の減を見込んでおります。これは介護給付費準備基金の減が主な要因でございます。歳入全体では0.5%の減となっております。

次に、歳出でございます。総務費につきましては、前年度に比べ50.4%の増を見込んでおります。主なものは、介護保険関係事務を担う職員の人件費の支出費目を一般会計から特別会計に変更したことによるものでございます。なお、人件費につきましては、一般会計から全額繰入れをいたします。

次に、保険給付費につきましては、前年度に比べ1.8%の減を見込んでおります。これは令和4年度の給付見込額が令和2年度、令和3年度に比べ減少の傾向が見られることから減額としたものでございます。

次に、地域支援事業費につきましては、前年度に比べ0.8%の増を見込んでおりま

す。これは介護予防日常生活支援総合事業のサービス費、一般介護予防事業費、及び包括的支援事業費について、令和4年度の決算見込みより精査した結果、微増程度を見込んだものでございます。

基金積立金につきましては、第8期計画中は保険料を減額し、不足分は基金を取り崩す運用となっておりますため、利息分のみ計上としております。

歳出全体としましては0.5%の減でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。介護保険特別会計当初予算額の構成で、先ほどの構成割合を歳入歳出それぞれグラフにしたものでございます。歳出の89.2%を占める保険給付費の内訳につきましては、次の3ページをご覧ください。サービス別の内訳と、その構成比をグラフに表しております。介護サービス等諸費（居宅）は全体の64.7%で、昨年度より1ポイントの増、地域密着型介護給付費は8.9%で、昨年度より0.7ポイントの減、介護サービス等諸費（施設）は16%で、昨年度より0.3ポイントの減となっております。

次に、4ページをお願いいたします。5か年の第1号被保険者数の推移と要介護・要支援認定者数の各年9月末時点での推移でございます。被保険者数につきましては、対前年度増減費は、令和4年度29人、0.6%の減、令和5年度の見込みは7人、0.1%の減と見込んでおります。認定者数の推移につきましては、令和4年度は994人で、前年度より39人、4.1%の増でございました。令和4年度見込みは、介護保険事業計画より対前年度3.6%、36人の増と見込んでおります。

次に、5ページをお願いいたします。介護給付費準備基金現在高の推移についてでございます。令和4年度の決算見込みでは約6,778万7,000円となります。令和4年度においては、基金529万円を取り崩す予定で、それ以外は令和4年度決算処理において、国・府支払基金等の負担金が確定し、返還金等の処理をした結果、余剰金があれば基金に積み増しするということにございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑、お受けいたします。ございませんか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

介護保険なんですけども、令和5年は第8期の最終年ということで、そういうことであります。ここ、8期なんで基準の金額は基本的には変わらない年ではあるんですけども、やっぱりちょっとこの基準額についても、ちょっと高いと言う方が皆さんいらっしゃいます。少ない年金の中、特別徴収で引かれてしまうというのもあって、なかなか生活のお金として引かれてしまうので、やっぱりちょっと生活が苦しくなってしまうというのも、ちょっと声を聞いたこともあります。

基本的には、この介護保険制度は国の制度なので、なかなか引き下げるといことは、本来であれば国のほうがもうちょっとお金を入れていただいて、各市町村の負担を少なくして、介護保険の引下げのために使っていただかないといけないんですけども、忠岡町としても一般会計から繰り入れてる分もありますので、それをもうちょっと増やしていただいて、引き下げのための努力をしていただきたいと思いますんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

保険料についてですけども、高いというお声も頂いておるのですが、法定割合に沿って運用しております。そして、負担の公平性ですとか、他市町村との兼ね合い、また保険事業の適正な運営というところの三原則がございまして、一般会計から繰り入れて保険料を引き下げるといところは考えておらないところなんですけども、ただ、国のほうから消費税10%に上がった際の低所得者の軽減というところで、保険料のほうの引下げを行っているところもございまして、そちらで考えていただきたいと思いますところで、よろしくお願いたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり低所得者はね、なかなか保険料が高いというのがありますので、その低所得者の保険の軽減なんですけども、令和4年度の段階ですけども、金額としてどれぐらいであるのかというのと、その受け取る対象者が何名かというのを教えていただきたいと思います。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

低所得者軽減として行っておる分ですね、第1段階から第3段階の保険料の方を引き下げしておるんですけども、まず第1段階の方につきましては、本来でしたら3万8,460円のところを2万3,070円に1万5,390円引き下げております。この対象の方が、4年度決算の見込みですけども、1,151人いらっしゃいます。第2段階につきましては、本来の4万8,460円から2万9,230円へ1万9,230円引き下げてお

りまして、対象者は498人見込んでおります。第3段階につきましては、本来の5万7,690円から5万3,840円へ3,850円引き下げておりまして、対象者の方は497人いらっしゃいます。こちらの合計が2,920万3,880円引下げを行っております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

金額のほうをもう一度お願いします。

高齢介護課（武藤優子課長）

合計額でいいですか。

委員（二家本英生議員）

2,900万と聞いたんですけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

すみません、2,920万3,880円です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

これ、受けてる方が2,146人いらっしゃるということなので、今、この介護保険の対象者というのは全員で何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

1月末時点ですけども、介護保険、65歳以上の方が1号保険者として該当しまして、4,724人でございます。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、5割まではいかないですけども、約45%の方がこの低所得の軽減の対象になってるということなので、どれだけ65歳以上の方の低所得者で対象になっている方が多いというのは、ちょっと分かってきました。

その中で、やっぱりこの軽減措置というのはやっていただいて、すごいありがたいこと

だと思っんですけども、やはりこれでも第3段階で5万近く年間払ってるということなので、その軽減率というのをもうちょっと増やしていただいたりとか、あとは今、第3段階までやっていただいている分に関して、もうちょっと拡大していただいて、第4段階の方までとか、そういった形で、できるだけ低所得者の方に負担がないような形の軽減措置というのは忠岡町独自ではできるんでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

今、ご説明させていただきました低所得者軽減については、国の制度と合わせてのものでございまして、そこで1から3段階となっておりますので、これを4段階に拡充することはできないものになります。併せて、忠岡町独自でというところなんですけども、独自の減免基準は3段階、2段階の方を1段階の保険料にするというのはあるのですが、それをまた引き上げ、拡充してしまいますと、それを補填するのは他の1号被保険者の方になりまして、基準額が逆に上がってしまうことになってしまいますので、独自でというところについての拡充は現在考えておりません。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、忠岡町独自で減免しているという方の対象というのは、どういう方になるんでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

本町の独自減免の制度ですけども、保険料の段階が2段階または3段階の方のうちですね、前年の収入金額の合計が1人世帯で120万円、2人世帯で174万円、3人世帯で228万円で、以降増えるごとに54万円、お1人ずつ加算していきます。また、町民税課税者の扶養になっていないことなど対象の要件はありますが、基本的には2段階、3段階の方が1段階になるというものでございます。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その制度を受けられてる方というのは、対象人数は分かりますでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

令和4年の今時点で8人ですね、受けられております。その減免金額は6万8,750円です。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

対象者がね、本当はどれだけいてるかという掘り起こし、捕捉率がどれだけあるのかというのはあるんですけども、やっぱりちょっとこれが8名という数字が本当に実態の数字なのかどうなのかというのは、なかなか把握しにくいところではあると思うんです。この制度が住民の方で知ってる方というのが、この制度を使われてると思うんですけども、この制度があるということを周知されてる方法というのは、どのようなことをされてますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

お知らせの方法なんですけども、介護保険料の賦課のお知らせに関しましては、4月に仮算定という形で、普通徴収の方だけに一度、新年度の保険料のお知らせを送るタイミングがございます。また、7月頃に本算定というものを送りまして、正式に税が確定した保険料で全被保険者の方にお通知をお送りするんですけども、その中にお知らせとして減免の内容を書いたものを入れさせていただいております。また、4月広報にも掲載しておりますほか、ホームページにも載せております。また、やはりお支払いが苦しいということで窓口へ相談に来てくださる方につきましては、まずこれに対応しないかというところを調べさせていただいてお話を進めてまいりますので、できるだけ拾えるようにはさせていただきたいと思っておりますので、お願いします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その辺りは努力をしていただいているということで、分かりました。

ちょっと質問をまた変えます。こちらコロナの減免ですね、こちら介護保険のほうもこの令和4年度でコロナの減免制度が終わってしまうということなんですけども、これも同じく、先ほど保険課でも聞いたんですけども、令和4年度、忠岡でコロナの減免、当たられた方の対象人数と金額を教えてくださいと思います。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

介護保険料のコロナ減免につきましては、4年度は3名で、18万3,640円でございます。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

コロナ減免で3名ということで、来年度からこれが制度がなくなるということなんですけども、先ほど国保料のことで聞き忘れたんですけども、これがこの4年度で終わってしまうということなんで、来年度からこの制度がなくなってしまうんですけども、コロナについてはね、一応抑制されてるとはいえ、来年度まだまだ続いているというところも出てくると思うんです。そういった中で、国の制度がなくなる中、忠岡町でもコロナ減免、収入が下がっていった人に関して、そういった形で継続して、また減免という形は取れないんでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

コロナ減免につきましては、減免した分の補填が今までは国から10割ございましたので運用できていたところなんですけども、これを全て町で持つとなりますと、やはりほかの方の保険料から補填するという形式になってしまいまして、保険料の高騰につながりますので、継続は本町としては考えておりません。お願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり国がね、本来であれば保険料引下げについて十分なお金を入れていただいて、介護保険料の引下げに使っていただきたいところではあるんですけども、なかなか

やっぱりが入れてくれずに、そのまま介護保険料が高いままになってしまってるのが現状だと思います。この忠岡町でもね、独自で本当はやっていただきたいんですけども、当然財政の問題もあると思います。そういった中で、本当であれば自治体の人を守っていくという意味で、地方自治体のほうで何らかの形でできれば一番いいんですけども、そういうことができないというのであれば、本来であればもっと国に要望して、保険料引下げについて要望していただきたいと思いますんですけども、その点についていかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

今後の人口の少子超高齢化と言われてきてるんですけども、保険料負担はやはり上がってきてしまうのが予測されます。ですので、もう従前からですね、国の法定負担割合をもう少し上げていただくように要望はしているところですが、引き続きまた要望を国・府に対し、していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

昨日も一体化事業のことでお伺いしたんですけど、これ予算書ね、特会に入ったからちょっとお聞きするんですけど、もし今ね、昨日の質問の部分で一体化事業の予算、これに含まれてますみたいなのがあるんやったら、これだけだと、これ、これとだけでも教えてもらえるんやったら言うてもらえたら。中身は担当課に聞きますので。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

予算書の252ページをお願いします。252ページの第3款 地域支援事業費、第2項 一般介護予防事業費、第1目の一般介護予防事業ですね。ここの部分で、本年度は317万4,000円という形になっておりますが、この中で一体に含まれる事業としましては286万1,100円です。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ1個だけですか。ほかのこの予算書の中にはまたがってないというか、ここに集約されてるといふことよろしいですか。それと、それやったらこの節ですよ。どれというか、この介護予防活動支援事業の委託料になるのかなとか思うんですけど、実際どこにこれが流れているのか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

予算の大方がそうなんですけれども、これでいきますと報償費であったりとか、役務費であったりとか、委託料、使用料ですね。はい。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ではあれですね、実質もうほとんど諸経費に回ってるんですね。分かりました。ありがとうございます。

あと、予算書でいくと、260ページと、次のページの264ページのところでちょっとお聞きしたい。職員さんのことでお聞きしたいんですけど、この職員用の特別職のその他の特別職53人というのは何ですか。410万。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

こちらがですね、認定審査会の委員の先生と、あと計画策定委員の先生方々が入っております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、外部の方々ですよ。分かりました。ありがとうございます。

あと、264ページのところの、皆さんの一般職の職員さんのところなんですけど、令和4年の1月1日時点で課長級1人で主事級がお1人やったのが、5年1月1日現在で課長がいなくなって1人になってるでしょう。課長代理1人になって。ちょっとここが分からないので説明をお願いしたいんですけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

人件費の振り分けといいますか、今年度少し対象となる人が一般会計と特別会計に分かれていますところがございます、今まで特別会計にいた管理職級の方が一般会計に移りましたので、そこで減っているものがございますが、所属としては居続けております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

業務分担上、こっちの業務というか、を担わなくなったからということ。単純にそれだけなんですよね。じゃない、業務分担で変わったからじゃないんですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

少し中での資格の話になるんですけども、包括支援センター、地域福祉課のほうで持っておる分で、3職種というものが必要になってきます。介護福祉士、主任ケアマネジャーと保健師という分になるんですけども、以前、畑中課長がそれを持っておられたので、包括支援センターのほうで予算を取っていたのですが、異動の関係で管理職がその資格を持っているというところがなくなりましたので変更があったところで、職務が変わったというところではありません。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑。

委員（勝元由佳子議員）

あります。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、すみません、予算書のところで特にじゃなくしてお聞きしたいんですけど、介護予防のところでちょっとね。これ、町のパンフレット、説明のやつを頂いたんですけど、まずこのパンフレット自体が、分かれへんから私も見せてもらってるんですけど、フロー図で自分がどのパターンに当てはまるかって分かりやすくなってるじゃないですか。それで見てたら、あるページから急に名前が変わってて、どのサービスなんってなるんですよ。

例えばね、フロー図で例えば介護サービスですとか施設サービスとか、介護予防サービスとかという言葉を使ってるのに、次のページ以降、全然違う在宅サービスとか地域密着型サービスに名前が切り替わってて、「えっ、どこに行くん」となるんですよ。

だから、ちょっとそこら辺が分かりにくいんで、もし今刷っている分があるから、今ある分は仕方ないとしても、今後、増版というか多分するでしょう、継続的に。そのときに、もし中身、改善できるんやったら、何かもうちょっと言葉を統一じゃないですけど、分からない人が分かるように、フロー図に沿って自分の当てはまるパターンはどこなのかとか、利用できるサービスはどこなのかとたどり着けるようにはしていただけたらと思います。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

ご意見ありがとうございます。介護サービス、非常に複雑でございまして、区分がとても多いものになりますので、次、また計画改定の際に作り直しも計画してますので、その際には分かりやすい表現なども検討してまいりますので、お願いします。ありがとうございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、居宅の介護の事業所さんなんですけど、これ、ちょっと見てたら、町内の事業所さんというのが線路から山側にほぼ8割偏ってるでしょう。海側が3軒しかなくて、山側、高月から東1丁目までの地域に6軒とって、ほぼ山側地域じゃないですか。恐らく高齢者の方って、結構海側も増えてきてて、人口分布というか、必要な人の町内の分布と結構これ、ずれてるのと違うかなと思ってて、そこら辺、偏在というところ、偏って存在しているというところ、利用者側からすると不便じゃないのかというのがまず1点気になるんですけど、そこら辺は関係ないんですかね。あまり影響ないですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。どこにこういったサービス事業所を建てるというところは、こちらが干渉できないものです。ただ、事業所によりましたら送迎サービスをつけられてますので、その辺りは上手に高齢者の方が通いやすいようにはしてござってると思っております。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

多分、自分の足で行く人だけじゃなくって、送迎つきやから、別に足がどうであろうと場所がどこであろうと影響ないですよということですよ。分かりました。ありがとうございます。

あと、すみません、高齢者の虐待のところをちょっと触れてはったんで、そこなんですけど、時々ね、介護殺人とか介護心中って、ニュースでもあるじゃないですか。介護って、実際やったらね、すごい私、人間じゃないですけど、やったことあるからしんどいのは分かるんですよ、ストレスがたまってくるから、結構キーツとなって、虐待に走るその心理もすごい分かるし。そこでね、介護ストレスの緩和というんですかね、そこら辺は、単に虐待を発見したら通報してくださいねだけじゃなくて、そもそも虐待が起こらないように、ストレス緩和というか、そこら辺は行政として何か取組んで特になんか思いますが、何か相談受入れ体制というんですか、そこら辺どうなっているんですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

相談については随時受け付けておりまして、当課の高齢介護課でも包括支援センターのほうでもお話を聞かせていただいています。で、介護を使われてる方はケアマネジャーさんがついておられまして、そういった方からの情報提供もありますので、そういった場合には保健師のほうで訪問させていただいたりして、内容のほうをお聞きしたりするんですけども、やはり大変なことだと思います、日々のことですので。介護サービスをうまく使っていて、デイサービスに行っていて、ちょっと離れる時間を取ったりですとか、やはり介護者の方が疲れたときのためのショートステイというサービスもありますので、そういったちょっと離れる時間ですとか、誰か第三者が介入するような時間をつくりまして、少し緩和していくような形でサービスの利用を促すというふうに町としては捉えております。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

多分ね、私、ここら辺使ったことまだないからあれなんですけど、多分申請主義というか、行政に申請をまずしていただかないとサービスを使えないという流れじゃないんですか。そこが、ごめんなさい、というのがね、結局独り暮らしの高齢者の方で認知症になった方とかどう利用するねんというのもあるからお聞きしてるんですけど、結局、申請主義とって、来てもらった人しかそういう町が把握できないという内容にもしなってるんやったら、結局申請せずにご自宅で介護してる方とか、それこそ独り暮らしで、本人知らん間に認知症になって、町にも来なくて、結局、町のそういう介護サービスとか予防サービスを受けられなくなってという方も多分あると思うんです。そういう行政とつながってない方とかがいた場合に、そういう場合、多分そっちが結局重症というか困った事例になるパターンやと思うんですけどね。そういうのを拾い上げれるのかなと思って、ちょっとお聞きしたいんですけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。介護サービスを使う際にはですね、やはり介護認定が必要になってきます

ので、まず申請を受けていただかないといけないところではあるんですけども、その申請を受けるまでの間ですね、おひとり暮らしの方で、ちょっと制度のことを知らなくてという方もやはりおられるんですが、民生委員さんとか地域の自治会の方とかから「こんな人いてるんやけど」という相談は受けることもございまして、そういったところについては包括支援センターのほうで訪問させていただいたりとかして、ご本人を見させていただいて、必要であれば申請のほうを包括支援センターのほうで代理で行うなどして、介護サービスの認定を受けてもらって使ってもらえるように促しているところはございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

多分行政とのパイプ役で、今のお話やと民生委員さんとか自治会とか、要は地域のつながりを前提にされてるでしょう。で、私なんかも別のタイプなんですけど、結局、地域とつながりがなくて、よそからポーンと引っ越してきた地元とのつながりがなくて、近所付き合いもない、特にマンションとか集合住宅なんか、そうじゃないですか。そういう感じで、地域コミュニティに入っていない方とか、そういう世帯とかは、今言うてる民生委員さん、自治会から外れますよね。そこが多分問題やったりとか、結局、介護心中とかになるパターンなのかなと思ったりするんですけど、そういうパイプのない方こそ行政が把握というか、手を差し伸べるのが必要かなと思うんですけど、そういうのを拾い上げれるツールって、今ないですよ。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね、なかなか難しいところではあるんですが、年1回ですね、当課の職員がひとり暮らしの高齢者の方の訪問事業も行ってございまして、新規でおひとり暮らしになられた方ですとか、民生委員さんや地域の方からお聞きして、あそこのお家、ひとり暮らしになったよとか、転入してきているというのが分かりましたら、ご訪問させていただいております。で、状況等ですね、確認して、緊急通報ですとか、そういったところの連絡先を教えてくださいまして、何かあったときにここに連絡するという台帳などもつくってございまして、そういったところで拾っておるところでございまして。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

多分そういう町内にどういう年齢の高齢者の方とか、おひとり暮らしの方だったりとか、多分そこら辺のデータは町が持ってて、だからそういうのを生かすために、多分この一体化事業というのをやってる意味もあるのかなと思うんで、逆にその地域の民生委員、自治会さんとのつながりがない方も、逆に拾える事業になったのかなという意味ではね、町のほうも地域の方のパイプがなくても、逆にデータを拾って該当者にはアクセスするということはしていただきたいというところはお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（勝元由佳子議員）

はい、以上です。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑ございませんか。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

先ほどの高齢者保健事業、一体化予防事業の件なんですけど、昨日の質問で何か回答の追加とかってありますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

遅れまして申し訳ありません。計画に載せていくかというところのご質問でよろしかったでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

計画とか、ほかの他事業で有機的な関連性ってどう考えてるんですかということで。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

また、5年度に計画策定の時期になってくるんですが、高齢者保健計画、介護保険事業計画というものを立てていくんですけども、そちらのほうに、今8期の計画の中でも一体化のことには触れておるんですけども、さらに次の9期計画の分につきましても掲載しま

して、3年間の計画立てをしまして、一体化のほうを進めてまいりたいと思っております。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その計画というのが、多分241ページの、これに限れば介護保険事業計画のことやと思うんですけど、ちなみにこれ、委員さんって全員で何人ですか、予定として。

何人から何人でもいいですよ。前回、何人やったから、何人から何人と思えますで。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

すみません、20人以内で構成する委員ということになっておりまして、申し訳ないです、資料を持ってないですが、18人程度、前回の計画のときは委員になっていただいたかと思えます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ちなみに、その中で現場で働いてる方とかの人数って、大体どれぐらいの割合ですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

6名でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それは、どのような立場の方ですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

医師会の代表の方ですとか、歯科医師会、薬剤師会代表、居宅介護支援事業所の代表と、あと介護福祉施設の代表、忠岡町福祉事業所連絡会の会長というところでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

前からちょっとお伝えはしてるんですけど、やっぱり現場感覚ですよ。現場で直に働いてる方たちって、もっと委員に含めるべきかなと思うんですね。18人中6人しか現場の方はいません。特に医師と薬剤師に関しては、制度の一部は入ってますけど、メインではないじゃないですか。何でこんなことを言うかという、ケアマネ協会とかでも、結局出るんですよ、そういう意見が。ほんまに半分も現場を知らんで、いつも同じ何とか会長とか何とか会長とか、ぼんぼんと金太郎飴でやってきて、こんなん計画決まってるやんと。で、学識経験者がどこどこ大学の先生で、副座長がどここの先生でみたいな。まあまあ、そうならざるを得ないところもあると思うんですよ。ただ、そうやって何かわざわざお金使ってまでしてもったいないなと思うんで、何かできたらもうちょっとその現場感覚、特に一体化していくんやとしたら、じゃあ現場の人がその一体化に関してどう思うかという部分ですよ。それはアンケートを取りますやったら、それで終わってしまうかもしれへんけど、そういう公の場で意見をちゃんと言っていただく。不満とかになってくるとは思うんですけどね。何かそういう声を上げれる人をもっともったこの中に増やして行って、できたら2人に1人ぐらいはそういう方を入れていくべきじゃないかなと思うんですけども、どうお考えですか。できひんやったら、できひんでもいいですよ。そう言うていただくんやったら。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

先に少し訂正させていただきます。すみません。策定委員の委員数は19人以内というところでした。先ほど20名と申し上げまして、申し訳ございませんでした。

こちらの策定委員会のメンバーですけれども、介護保険の運営協議会の委員と、あとは各代表の方というところで構成しておるんですけれども、現場で働かれる方のご意見というのはもちろん有益なものと考えております。ただ、やはり実際サービスを使われる方のご意見というところもたくさん拾いたいところではございますので、委員の方につきましては、あと年齢構成等も介護者、被介護者というところでご意見等をお聞きしていきたいところではございますので、幅広くという範囲では、今、現場の方が3分の1程度というところで適正ではないかなと思っておるところでございます。

委員長（河瀬成利議員）

はい。

委員（三宅良矢議員）

それが適正やと言われたら、それを変えんと言うんやったら、それはそれでしゃあないなと思ってます。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

次、244ページなんですけど、認定審査会の件なんですけど、大体忠岡町って、申請から認定が出るまで平均期間ってどんなものなのか、教えていただけますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

1か月程度で考えておりますが、申請の状況によりまして、すごく多い月、少ない月というのがございますので、なかなか1か月より過ぎることというのもございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

相対的には忠岡町としては長いほうなんですか、それとも短いほうなんですか。認定が結果が出るまで。周辺市町と比べて。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

その辺りにつきまして、ちょっと他市に確認したことはないんですけども、おおむね1か月というルールがございますので、同じような形と思います。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

まだ、すみません。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、介護認定審査会の介護認定調査業務委託で59万4,000円上がってるんですけど、これって、全体の何%ぐらいが大体委託に出してる感じなんですかね。

委員長（河瀬成利議員）

後で計算しますか。今、大丈夫ですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

お待たせしてすみません。大体2割程度でございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

最後に252ページなんですけど、一般介護予防事業費の中で血液検査手数料ってあるんですけど、これ、何しはるんですか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

このページにありますインターバル速歩という事業があるんです。器具を使って検査していく、その方の筋力とかを測るという。その使用する前にデータを取って、それが結果どうなったかというのを血液検査の中でも調べていくと、こういう事業でございます。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

これは今年初めての事業ですか。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

5年前からやってるといふふうには聞いております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、そのデータとか傾向で何か分かったことってありますか。これまで4年間のデータ蓄積はあるんですね。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

ここ二、三年の間は、ちょっとコロナで中止になっているというのもありまして、なかなかまいことデータをつなぎきれてないというのが現状でございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その目的、目指すところって何ですか。インターバル速歩で、こうこう、こういうような改善が見られるようにという目標で、要は何を高めたいんですか。それだけ教えてください。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

これは、インターバル速歩につきましては、高齢者の体力の向上及び筋力の維持というところをメインにさせていただいております。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。他にご質疑。北村委員。

委員（北村 孝議員）

直接この介護の中身のものじゃないですけど、将来ゆくゆくは結果的には介護のほうにお世話になるかなという方のというか、そういう状況の質問なんですけど、和泉市から私の同僚の議員からご相談を受けまして、「あそこのお家、新聞が長いことたまってる。ちょっと状況を見てほしい」ということで、その節は藤原課長に非常にお世話になって、和泉市の同僚議員も忠岡町さんはすごいねと。そこまでやっていただけるかということで感心されておりました。

というのは、見に行っていたら、独居の方で、あの何十年ぶりの寒い中で暖も取らないで、食事も取らないで、2階でいてはったと。家の中はすごいごみ屋敷になって、それも全部社協さんと協力していただいて片づけていただいたということで、非常に感謝しております。

この辺についてですね、地域の民生のところでは聞いたほうがよかったかなと思うんですが、さっきも言うたように、いずれはその人の健康状態によって介護にお世話になるかなと思って、ここであえて聞いてるんですけど、その地域で民生委員さん、先ほどの勝元さんのお話じゃないですけど、福祉委員さんなんかもいてはるんですかね。その方がどういう活動をされてるのか、あまり忙しくてなかなかそんな受けただけの人もないのかなと。自治会長さんらもそういう類いになるんでしょうけど、ほかから通報がないと独居老人の安否が確認できないという、先ほど何か月1回ぐらいの訪問か何か、他所から来たらということで、あの方も1か月ぐらい放ってたら、課長もおっしゃってましたけど、亡くなってますよというところまでなってますね。その辺の、それは民生委員さんがもっと回れや、福祉委員さんがもっとせんかいみたいな話ではないですけど、例えばそういう安否を確認するために、新聞等、1つ何で分かったかという、新聞がたまってはったんですよ、長いこと。隣近所のお付き合いも多分なかったんでしょう。たまたま知り

合いが、和泉市の方が、同僚議員が私のところに、こういう状況をちょっと聞いたんやけどということで連絡いただいて、つないだんですけどね。

新聞等なんかでしたら、取ってはる方も、まして今、スマホとかいろんなそんなんで、すぐニュースも分かったり、なかなか新聞を取ってる、講読されてる方は少ないと。となれば、郵便物なんかはね、結構役所からも行きますし、どこからも郵便物が来ないというところは多分ないと思うんです。たしか何日か前に郵便局とそういう安否の確認を取れるように提携して、自治体が。そういった自治体もあるみたいなんでね。

高石でも、またちょっとケースは違いますけど、やっぱり孤独死されていた方の報道もされたこともありまして、まして核家族になって独居老人がおって、なかなか同居、忠岡もそうですよね、人口は減ってるけども世帯が増えてるということは、多分分離されて、おひとり暮らしが多くなっていくのかなということで、これからますますそういう傾向が増えていくであろうと思いますので、その辺についてどうなんでしょうかね。見守りというか、それがほんまに民生委員さんが週に1回でも見に行かなあかんものなのか、福祉委員さんがそういう仕事をせなあかんのか。まず、その福祉委員さん、民生委員さんの仕事と、やっていた内容もちょっとお聞かせいただいてね。何とか安否確認が、少なくとも四、五日の間に何らかの形で確認できるような、そういうことはできないのかなと思うんですけども。

地域福祉課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

地域福祉課（藤原直臣課長）

私が今考えていますのは、もちろん民生委員さんとか地区福祉委員さんを中心にということでは思っております。で、その方からいろんなアンテナを張っていただいて、独居老人を拾い上げていくと。そこで、サービスにつなげていくというふうな感じでいいますので、まずは民生委員さん、地区福祉委員さん、隣近所という形で裾野を広げていけば、何らかの形でキャッチできるのではないかなと。それが行政に上がってきますと、我々もサービスにつなげやすいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員（北村 孝議員）

何度も言いますが、そういった形で連絡があって、行っていただいて、最終的には介護の認定のところまで行かして、やっぱりそういうサービスを受けなくてはちょっと駄目だなというところまで行っていただいたんです。ほんとに孤独死ということも我が町でも起こりそうな感じの状態でしたんで、その辺のセーフティーネットというか、しっかり、今課長もおっしゃっていただいたように、充実させていただいてですね、今後取り組

んでいていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑ございませんか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

1点だけ質問させていただきます。準備金の基金についてなんですけども、こちらの資料の5ページですね。5ページに過去6年間の資料、今年度の見込みもありますけど、つけていただいているんですけども、前回、第7期のときに積み立てた金額を全て第8期の保険料の減額にするということで、令和2年度の決算で5,647万、こちらのほうが全部介護保険料の引下げに使われたというのを伺っています。

翌年、令和3年度の決算で新たにまた7,300万円基金が積まれてるということというのは、これってやっぱり当然その介護を受けられる方の人数も少なかったかもしれませんが、やっぱりちょっと介護保険料が高かったかなという印象があるんですけども、それについてはいかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

介護保険料の設定についてですけども、きちんとこれまでの受給の状況ですとか、いろいろなデータから見立てを立てて設定するものでございまして、過分に取るというところはしておりません。

ただ、今回のちょっと増えてるところにつきましては、やはりコロナ禍もありまして、使い控えや使い替えというところが影響しているものと思われまして、去年度につきましては、想定以上にお亡くなりになる方も増えておりますので、そういったような要因から介護サービス自体が伸びていないところから減った結果、基金を崩さずに運用できたというところがございますので、決して余分に多めに取っているというところではないところをご了承お願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

でも、やっぱりこの7,000万という基金の積立てというのは、過去のこのグラフの中からでもかなり突出した数字になってるんで、やっぱり当然コロナとか、そういった要因はいろいろあると思うんですけども、金額的にはちょっと取り過ぎてるようなイメージもありますので、その辺の算定についてはね、もっと、基本3年度で見ないといけないと思うんですけども、できれば単年度制度である程度の見込みをやって、その1年度た

っていったら基金のほうに入れていって、そのときの引下げにも使っていただけたらなと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

保険料の設定ですけども、計画で合わせて設定するものです。計画が3か年で計画を立てるものですので、その3年後の見込みに沿って立ててるものでございますので、現状の3年1期分というところで運用させていただきたいと思っております。お願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬成利議員）

続きます、議案第15号 令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、269ページから284ページまでの審査を行います。令和5年度後期高齢者医療特別会計予算資料について、担当課の説明を求めます。

保険課（泉 亜希課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、先ほど国保会計のほうで二家本委員のほうから頂いておりましたコロナ減免ではない減免の件数でございます。本日現在で実績75件でございます。

それでは、続きます、後期高齢者医療特別会計のほうをご説明させていただきます。予算書269ページをお願いいたします。議案第15号、令和5年度忠岡町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億1,142万7,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款・項の区分、及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。内容につきましては、資料によりご説明させていただきます。お手元にご配布の令和5年度後期高齢者医療特別会計予算資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計当初予算額でございます。令和4年度、令和5年度の歳入歳出予算額でございます。令和5年度歳入の予算額の列、後期高齢者医療保険料の予算額は1億9,043万9,000円で、前年度と比べ3.9%の減となります。

使用料及び手数料の予算額は4万3,000円で、前年度と比べ8.5%の減となります。これは主に督促手数料でございます。

繰入金の予算額は3億2,093万9,000円で、前年度と比べ3.2%の増となります。これは医療費繰入金、共通経費繰入金、事務費繰入金、主に人件費の増に伴うものでございます。

事務費繰入金につきましては、国保会計同様、後期高齢者医療に関する事務に従事する職員分の人件費を一般会計から後期特別会計に移し、事務費繰入金で補填することになったことによる増額でございます。

繰越金の予算額は1,000円で、前年度と相違はございません。諸収入の予算額は5,000円でございます。

以上、歳入合計5億1,142万7,000円となります。

次に、歳出につきまして、総務費の予算額は2億5,379万8,000円で、前年度と比べ5.4%の増となります。これは主に医療費に係る療養給付費負担金、事務費に係る広域連合負担金の増、人件費の増によるものでございます。

広域連合納付金の予算額は2億5,692万6,000円で、前年度と比べ4.0%の減となります。

諸収入の予算額は50万3,000円で、前年度と比べ0.4%の増で、ほぼ横ばいとなります。これは保険料の還付を見込むものでございます。

予備費は20万円で、前年度と相違はございません。

以上、歳出合計5億1,142万7,000円でございます。下の円グラフは歳入歳出の構成比でございます。

では、次に2ページをご覧ください。被保険者数の推移と推計でございます。左側の表をご覧ください。令和5年度予算では2,714人の見込みとなっております。右側下の表は保険料率の推移でございます。令和5年度は、所得割11.12%、均等割5万4,461円、賦課限度額66万円でございます。

3ページ以降は、主な保険給付費の推移と推計でございます。まず、資料の3ページをお願いいたします。療養給付費につきましては、病院等の受診に係る医療費の保険者負担分です。令和5年度1人当たり支出額は97万2,580円、年間の支出額は26億3,958万2,000円を見込んでいます。

次に、4ページをご覧ください。療養費でございます。柔道整復療養費や針・灸・あんま・マッサージ等の施術料などの費用に係る保険者負担分で、令和5年度1人当たりの支

出額は1万7,606円、年間の支出額は4,778万2,000円と見込んでいます。

次に、5ページをご覧ください。高額療養費でございます。令和5年度1人当たりの支出額が4万8,391円、年間の支出額は1億3,133万4,000円を見込んでいます。

次に、6ページをご覧ください。葬祭費でございます。令和5年度は187件で、年間の支出額を935万円と見込んでいます。

次の7ページ、8ページは医療費の推移と推計でございます。3ページから5ページにつきましては、保険者負担でありましたが、ここでは医療費の総額10割分となります。後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長（河瀬成利議員）

説明は、以上のおりでございます。

質疑をお受けいたします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

後期高齢者なんですけども、やっぱり国保料金の値上げと介護保険料の高いところ、その2つもあるんですけども、やっぱり後期高齢者の保険料もかなり上がってきてます。この資料の2ページには、平成20年度からの保険料の推移ということで記載されてますが、この令和4年度、5年度、来年度は据え置きだと思なんですけども、所得割でその3年度に比べたら0.6%増、均等割に関しても350円増と、やっぱり負担がどうしても大きくなってきています。

賦課限度額に関しましても、こちらも2万円増ということで、やっぱりこういった負担も大きくなってきてます。また、75歳以上の保険料の窓口負担も、年収が一定以上ある方は2割負担ということもなっていますので、やっぱり後期高齢者であったとしても、本来なら保険料が安くなるかなというイメージもあるところなんですけども、やはり値段がちょっと高くなってきてるといふところはあります。

これについての、これだけ保険料が高くなっていった中で、令和4年度で忠岡町の滞納世帯数を教えていただきたいと思えます。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

滞納世帯数は、2月末現在で53人いらっしゃいます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

事務報告書の資料の中で、こちらは11月末現在なんですけども、後期高齢者の被保険者数が2,555人という形なので、まあ時期は違いますが、単純に計算しますと、やっぱり2%の方が滞納されてるということなので、やっぱり保険料が高くなって払えないという方も数名いらっしゃいます。やっぱりこの保険料に関しまして、忠岡町とかで独自で保険料の引下げということはできるんでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

こちらの保険料率などにつきましては、大阪府の広域連合の出す数字に基づいて行っておるものになります。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

広域連合で決められた保険料なんですけども、忠岡町独自で、例えば世帯収入の低い方とかに独自で減免という制度はあるんでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

独自で減免する制度というのは、本町にはございません。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、これは大阪の広域連合のほうで決められた数字をそのまま忠岡町も採用されてるということで、これは忠岡町単独で何か減免すると、何かペナルティーとか、そういったものってないんでしょうか。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

本町独自でというのは考えてはいないんですけれども、その減免のご要望があるということは、大阪府広域連合にお伝えすることは可能かと考えております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり保険料も高くなっているんで、その要望についてはぜひ伝えていただきたいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。他にご質疑ございますか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっとお伺いします。先ほどと同じく職員さんのことでお聞きしたいんですけども、283ページを見たら、正職がないということになってるんで、恐らくこの高齢介護の部分は全部非常勤さん、会計年度任用職員さんが担っているのかということ、それやったら何人ぐらいがこの業務に従事されてるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和5年度の人件費につきましては、後期会計に職員分の人件費が入ってくるんですけども、今現在、正職員1人が対応、後期担当が1人いてるんですけども、現状としましては一般会計から人件費が出ております。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、別にここに上がってないけど、一般会計のほうで含まれてるんですね。分かりました。

あと、全部で正職員さんと会計年度任用職員さんの何人がこれに携わってるというか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

正職員1名と、今、会計年度任用職員1名配属しております。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第13号から議案第15号までの特別会計予算の審査について終結いたします。

委員長（河瀬成利議員）

次に、議案第16号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算について審査を行います。令和5年度下水道事業会計予算概要説明資料について、担当課の説明を求めます。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

議案第16号、令和5年度忠岡町下水道事業会計予算について、ご説明いたします。別にご配布しております議案第16号下水道課資料をご覧ください。

資料の1ページ、お願いいたします。収益的収支の予算比較表となっております。左から予算科目、令和4年度予算、令和5年度予算、増減となります。金額は消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。主なものを中心に予算の概要を説明させていただきます。

事業収益をご覧ください。令和5年度予算額8億2,864万7,000円、前年度比2,991万8,000円、3.7%の増となっております。項目別で見ますと、営業収益で予算額6億5,813万9,000円、前年度比2,036万5,000円、3.2%の増となっております。主な要因は、雨水処理負担金の増によるものでございます。

次に、営業外収益で予算額1億6,668万8,000円、前年度比955万3,000円、6.1%の増となっております。主な要因は、長期前受金戻入の増によるものでございます。雨水処理負担金と長期前受金戻入の増の要因は、雨水ポンプ場の耐水化対策工事に伴い、施設の除却が発生したことによるものでございます。

次に、特別利益で予算額382万円、前年度と比較して増減なしとなっております。

続きまして、事業費用をご覧ください。令和5年度予算額8億558万3,000円、前年度比4,415万3,000円、5.8%の増となっております。

項目別で見ますと、営業費用で予算額7億1,905万4,000円、前年度比5,713万2,000円、8.6%の増となっております。主な要因は、ポンプ場費で2,098万1,000円の増となっております。これは雨水ポンプ場の運転管理業務委託の入札執行に伴い、設計金額を予算計上しているためでございます。

また、流域下水道維持管理負担金で930万円の増となっております。これは、流域処

理場の電気代、薬品代等の高騰により負担金が増額となったためでございます。

また、資産減耗費で2,551万3,000円の増となっております。これは雨水ポンプ場の耐水化対策工事に伴う資産の除却による増となっております。

次に、営業外費用で予算額8,552万8,000円、前年度比1,297万9,000円、13.2%の減となっております。主な要因は、企業債利子の減少によるものでございます。

次に、特別損失で予算額1,000円、予備費で予算額100万円、ともに前年度と比較して増減なしとなっております。

以上より収益的収支差引額は2,306万4,000円の純利益を見込んでおります。

次に、資料の2ページをお願いいたします。資本的収支の予算比較表となっております。資本的収入をご覧ください。令和5年度予算額5億323万8,000円、前年度比6,042万2,000円、10.7%の減となっております。項目別で見ますと、企業債で予算額2億5,900万円、前年度比4,060万円、13.6%の減となっております。主な要因は、資本費平準化債の発行可能額が減少したことによるものでございます。

次に、補助金で予算額9,400万円、前年度比2,100万円、18.3%の減となっております。主な要因は、国庫補助金の減によるものでございます。

次に、出資金で予算額1億5,000万円、前年度比100万円、0.7%の増となっております。

次に、工事負担金で予算額23万8,000円、前年度比17万8,000円、296.7%の増となっております。主な要因は、下水道受益者負担金の賦課区域の増加によるものでございます。

続きまして、資本的支出をご覧ください。令和5年度予算額9億1,056万9,000円、前年度比2,534万6,000円、2.7%の減となっております。

項目別で見ますと、建設改良費で予算額2億6,636万7,000円、前年度比2,034万4,000円、7.1%の減となっております。主な要因は、ポンプ場整備費の事業費の減などによるものでございます。

次に、企業債償還金で、予算額6億4,420万2,000円、前年度比500万2,000円、0.8%の減となっております。

以上より資本的収支差引額は4億733万1,000円の収支不足となっております。

次に、資料の3ページ、お願いいたします。予算の収支状況のイメージ図となります。資本的収支不足額の4億733万1,000円の補填財源につきましては、表の下側、黄色の枠に記載のとおり、当年度分の消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,437万2,000円、当年度分損益勘定留保資金3億5,896万6,000円、減債積立金3,399万3,000円で補填しております。

次に、資料の4ページ、お願いいたします。令和5年度の管渠整備費の事業箇所一覧になります。図面中央の下側の青色、こちらが忠岡東1丁目地内雨水管敷設工事3工区となります。こちらは、令和3年度から役場の横の南側の道路で実施しています雨水管敷設工事の3年目となります。

次に、その上にあります青色、こちらが忠岡東1丁目地内雨水管敷設工事その2となります。こちらは、役場と府営住宅との間にある遊歩道内に雨水管を敷設し、グラウンドからの雨水排水を役場東側の道路に敷設されている雨水管へ排水するための工事となります。

次に、図面の右側の赤色、こちらが中央線11分区污水管渠敷設工事9工区となります。施行場所は中央線を東側に向かって26号線を抜けた1つ目の交差点付近になります。以上の3か所の工事を予定しております。

次に、資料の5ページ、お願いいたします。忠岡雨水ポンプ場の対津波対策等改築工事の2年目の工事となります。令和5年度は予算額5,500万円で、引き続き対津波対策工事を行います。また、落札差金が発生しておりまして、現協定のままですと債務負担行為の限度額に対して6,200万円が不要になる見込みとなっております。また、令和4年度の工事につきましては、下水道事業団の入札後、低入札価格調査が実施されまして、契約までに2か月以上の時間を要しましたので、今年度の全ての完成が難しく、令和5年度へ繰越しを行います。繰越額につきましては6月議会で報告させていただきます。

資料の6ページ、お願いいたします。忠岡雨水ポンプ場の長寿命化工事となります。こちらは令和5年度から令和6年度の2か年工事、債務負担行為として予算書の第5条に限度額2億4,400万円を定めております。工事内容は、運転監視の操作盤の更新、コンデンサ盤などの受変電設備、また雨量計や風向計などの各種計測機器の改築更新工事となります。令和5年度は予算額9,800万円で、現場調査や機器製作を予定しております。

また、予算書のほうには、7ページから予算に関する説明資料、また25ページからは予算参考資料を記載しておりますので、後ほどご高覧ください。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたしたいんですが、たくさんありますか。

委員（二家本英生議員）

それほどは。

委員長（河瀬成利議員）

それほどはない。1個だけ。12時過ぎるかもわかりませんが、ちょっとこのまま下まで終わりたいと思うんですけど、よろしいですか。

それでは、ご質疑をお受けいたします。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、雨水管の工事についてなんですけども、資料4ページですかね。工事の場所がグラウンドの横というか、横2か所になってます。これは、昨日もありました町民グラウンドの改修工事に伴う排水管の工事だと思うんですけども、これの予算的には、この資料に載ってる金額の4,400万という形でよろしいんですか。35ページ。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

予算書35ページに載ってます雨水管整備工事4,400万円ということだと思うんですけども、こちらは東1丁目地内の3工区とその2の工事と両方合わせた合計の金額となります。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、この工事に関して、何か公債費とか、そういった分は充てられるんでしょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

まず、3工区という分に関しましては、国庫補助事業で行います。それと、その2の工事につきましては、全額企業債で実施を予定しております。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

すみません、これ、それぞれの予算の内訳って出たりしますか。その3工区が国庫でやるとして、その金額幾らとか、2工区は企業債で取るということなので、そのもともとの費用ですね。4,400万の内訳のうち、第3工区はこれだけ、第2工区はこれだけという内訳ってありますか。

委員長（河瀬成利議員）

資料なかったら後でもいいですよ。

下水道課（安藤俊紀課長）

すみません。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

入札に関わることなので、あまり一件一件の工事を明確にしてしまうとちょっと困ると思いますので、できたら控えさせていただきたいと。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

では、これ、2つ合わせて予算として4,400万ぐらい取られてるということですか。分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

ご質疑をお受けいたします。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、1点ね、ちょっと確認させていただきたいんですけども、昨日の町民グラウンドの改修工事業のことで教育部局にお聞きしたら、グラウンドの排水、水はけの改善の部分で下水道課がグラウンドの周りに排水設備を施すんで、土の改善以外にも排水の部分の設備で大丈夫なんですという趣旨の答弁があったと思うんです。だから、下水道課にお聞きしたいんですけど、まず頂いてるこの予算書ありますよね。予算資料の中の25ページ以降のところ、細かい内訳になってるんですけど、多分35ページが工事請負費が上がってるんで、6,000万円、この中に町内の下水道工事の費用が含まれるんやろうなと思うんですけど、まずそれで合ってるかというのと、教育部局が、生涯学習課が言った町民グラウンドの下水道というか、グラウンドの水はけを良くする部分の下水道工事、ここに含まれてるんですかという、そこをお聞きしたいんですけど。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

まず、1点目の35ページの工事請負費の6,000万ですけども、こちらは先ほどの資料4ページの工事3か所の工事費になります。

次に、グラウンド内の雨水排水ですけども、下水道課としましては、グラウンドであろうが、一般のお宅であろうが、敷地内で水を集約していただいて、その雨水を速やかに排水するための管路の整備をしますので、グラウンドの中に何か下水道課が工事するという

ことはありません。グラウンドの中で集めた水を下水道管に流してもらおう。その下水道管が1か所不足しているので、役場と府営住宅との間に下水道管を1本工事して、そこへ流していただくと。そのための工事を実施するというものでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、あれですね。ごめんなさい、私のイメージとちょっと違うんですけど、昨日の教育部局の答弁だと、土も入れ替えるけども、そもそもグラウンドの敷地内ですよね。敷地内に、まあ言うたら雨水のあふれた水を下水管に流すためのものも施した上で、周りの下水も何かするみたいなイメージやったんですけど、下水道課としたら、グラウンド敷地内はいらわないと。別にどこに関係なく、その下水道管に流れ込むように、流れ込むところまでやるんですか。そこがちょっと分かれへんのですけど、周りの部分はさわるけども、敷地内はいじらないよということなんですよ。

それやったら、今、うなずいてはるんで、その前提でお聞きするんですけど、教育部局が言うてはるみたいに、結局グラウンド内は土の入れ替えしかせえへんのやなとなってくるんです。で、その下水道に水が流れる、そもそも流れるんかと、そこなんですけど。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

昨日の説明にもあったかとは思いますが、土の上だけを表面で流していくというんじゃなくて、後半部分で多分部長が申し上げたと思いますけども、詳しくはまだ私も説明はできませんけど、埋設している管を使って、そこに集約して、地面の中でそういう水路を使って、その出口が今、下水さんがおっしゃっていた雨水のところにつなげていくと。ですから、表面の水の流れを集約するんじゃなくて、しゅませた水が管に集まって、イメージですよ、それを集約して行って雨水管につなげていくという形で、グラウンドの中は教育の工事、それで外まで延ばしていただく、当初から計画があったんですが、そこにつないでいくという形で、別のものであります。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そしたら、下水道課に聞いても仕方ない話ですので、分かりました。これでいいです。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑ございませんか。北村委員。

委員（北村 孝議員）

3工区のこの雨水管の敷設工事ですけど、もともと入ってるけど、どんな、工事の内容というのを、ごめんなさい、ちょっとよう分かんのですけど。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

こちら、3年目になるんですけども、役場の西側の道路に雨水管がありまして、東側、中学校の前にも雨水の大きい水路があるんですけども、そちらの水路の能力が弱いということで、3年かけて、その水を、雨水本管が役場の東側の道路に入ってますから、そちらへ誘導してあげるための工事になります。今回3年目で、最後やっと中学校の前にある道路の大きい水路に接続できますので、その水を一部でも下水道管のほうに引き込めるといいう工事になります。

委員（北村 孝議員）

以前ですけど、この学校の北側、あの辺ちょっと低くなってて、浸水、雨が降ったらかなり。横に何かちょっと小さい川とか何かありますよね。そこでは全然能力とか、かなりあの辺複雑みたいで、あの辺の水をはかすのは、何か駅前のところを取っていかんしゃあないか、何かそんなようなことも聞いたことあるんですけど、この辺の地形から言うたら低いから、低いところから水、上へ上がるんかなというようなどともあるんですけど、この辺の雨水の処理というのは今はもう全然大丈夫なんですかね。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

今、その地域に流れ込む水、流れ込んだ水を本来取ればいいんですけども、地形的にちょっと難しいものですから、まずは流れ込んでくる水を今回は取ってあげると。もう1個、グラウンドの横に入れるのも、グラウンドの水が西側に落ちないように速やかに取ってあげるようにということで、下水道事業の計画からいえば、100点のやり方かといえは100点ではないんですけども、今よりか改善したいということで計画しています。

委員（北村 孝議員）

分かりました。結構です。ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑ございませんか。和田議長。

議長（和田善臣議員）

ちょっと確認のために教えてください。この第3工区ですかね。3工区のところ、今現在の道路がGL、天板として、深さはどのくらいですかね。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

すみません、ちょっと記憶になってしまうんですけど、2メートルぐらいの深さに入れています。

議長（和田善臣議員）

2メートルぐらい。それで、その2のほうも同じようなものですかね、高さ的には。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

その2のほうは、できる限り工事費を安くしたいので、浅く入れています。

議長（和田善臣議員）

甘く。

下水道課（安藤俊紀課長）

浅く。まだちょっと深さは明確には決まってないですけども、でも最終的には1.7メートル付近までは掘る必要はあるかなとは計画してますけども、できる限り浅くという形で考えています。

議長（和田善臣議員）

はい、結構です。

委員長（河瀬成利議員）

ご質疑ございますか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、議案第16号 令和5年度下水道事業会計予算について、質疑を終結いたします。

以上で、各会計予算の審査が終了いたしました。

総括質疑に入る前に、1時までお昼休憩といたします。次は総括質疑に入ります。よろしくお願いたします。

委員（北村 孝議員）

委員長、総括質疑も含めての休憩やったら、もう少し時間を取れませんか。

委員（三宅良矢議員）

まとめるからということですか。

委員（北村 孝議員）

私はあれやけど、皆さんどうなにかと。

委員（二家本英生議員）

ちょっと時間を欲しい。

委員（北村 孝議員）

それやったら、下水道をここまで延ばした意味がないというところもあるんやろうけど。

議会事務局（柏原憲一局長）

取ってもらうのはいいですけど、ただ意見集約も取らなあかんの。

委員（北村 孝議員）

それは例えば20分でも30分でも、そんな1時間もというようなことは。皆さんがいいよというんやったら、僕はまあいいですけど。そんなに要らん。

委員長（河瀬成利議員）

50分あるからね。

委員（二家本英生議員）

1時半からで。

委員（勝元由佳子議員）

総括質疑でしょう。

委員長（河瀬成利議員）

うん、総括質疑。

委員（勝元由佳子議員）

意見聴取じゃないでしょう。

委員長（河瀬成利議員）

そうそう。総括質疑。

委員（勝元由佳子議員）

意見って実施されるんですよね。

委員長（河瀬成利議員）

それは当たります。

では、1時で。

委員（北村 孝議員）

それまですることないというんやったら別にいいですけども。

委員長（河瀬成利議員）

それなら、13時再開ということで、よろしくお願いします。

（「午後0時08分」休憩）

委員長（河瀬成利議員）

皆さんおそろいでしょうか。休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

委員長（河瀬成利議員）

それでは、議案第12号 令和5年度忠岡町一般会計予算についてから、議案第16号 令和5年度忠岡町下水道事業会計予算についてまで質疑を行ってまいりました。その中で、各委員からの質疑で、理事者側からは一定の答えが出ておりますので、重複しないような形で総括質疑をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そして、総括質疑の前に、各位から質疑の前に、これまでの質疑の中で確認後お答えいただくことになった質疑について順次答弁をお願いしたいと思いますが、答弁できますか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

すみません、教育みらい課のほうで、三宅委員より給食の材料に関しまして、「遺伝子組替えの食材というのは使用しているのか。またチェック体制は」というところのご質問に対しまして、ご答弁させていただきます。

現在、学校またこども園の給食で使用している食材は、基本、遺伝子組替え表示のされていない食材を使用しております。その確認方法としましては、遺伝子組替え表示がされているかどうかをチェックするということになっております。

ご質問にありました価格を抑えるための対策として遺伝子組替え食材を使用される可能性があるのではないかとという点に関しましては、仮にそのような理由で現在使用しているものと違うものを納入するという話になれば、必ず業者との協議となりますので、その時点で使用というものは防げるものと認識しております。

以上でございます。

委員長（河瀬成利議員）

ありがとうございます。

他に、ございませんか。

(な し)

委員長（河瀬成利議員）

それでは、総括質疑に入りたいと思います。ご質疑をお受けいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと聞き忘れたところで確認、まず先にさせていただきたいんですけど、総務費のところの駐車場、庁舎関連の部分でお聞きしたいんですけど、駐車場ありますでしょう。で、見て分かると思うんですけど、現状ね、駐車場枠、正直収まってないじゃないですか。特に軽のほう、駐輪場のほうの駐車場枠、ありますでしょう。あそこ、多分ちゃんと入れたら、ドア開けれなくて、ぶつかるじゃないですか。車に傷ついたりとかね。そんな状態やから、あの白線というんか枠取りね。駐車場の枠取り、ちゃんとし直すべきやと私は思うんですけど、多分そこは予算も取ってないし、そもそも庁舎管理のほうで考えてないやと思うんですけど、現状どうお考えなのかというところを1個。

特に、あともう1個、障がい者さん用の枠、ありますでしょう。あそこ、以前も「障がい者の方、乗ってきてない車、止めてるで」ということを言わしてもらったことあるんですけど、見てますとね、ごっつい大きい、外車かどうか分からないんですけど、本当に大きい車に乗ってきてる方は、恐らく傷つくからあその大きい枠に止めてるんやろうなというケースも結構見てたらあるんですよ。だからそんなふうに、障がい者枠にまで食い込んでくるぐらい駐車枠、狭いということがあるんやったら、多分そうやろと思うんですけど、ちょっとあの駐車枠、どうにかならないものなんですかね。そこら辺、ちょっとお聞きしたいんですけど。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今ご指摘いただきましたシビックセンター駐車場において、駐輪場側の駐車スペースにつきまして、車を止めた段階で狭いというお話なんですけど、あちらのほうの各スペースについては、軽自動車用の枠であるということで認識してございます。で、実際その止めてはる方が、隣の車があることによって狭いとかというお声もちょっと今までいただいたこ

とがございませんので、そこはちょっと、そういった止めることによってそのような状況になるのかどうかということで、今一度ちょっと現場検証等を行いたいというふうに思っております。

あと2点目の、障がい者用の枠に恐らく関係のない対象外の方が止めてはるというところなんですけども、駐車場、警備も常駐しておりますので、もしそのような対象外、また大きい車が当たるのを防ぐために止めておるといふような状況であれば、ちょっとお声がけさせていただいて、もしそうであるのであれば注意喚起等を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、今後そのようなことで、一度ちょっとまた狭いという部分については、その検証も含めて行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私たちね、たちというか、私は少なくとも来るときに結構見てたら、駐車場の障がい者さん枠とかって使ってはる、乗ってきた方が乗り込むのとかを見てたら、明らかに普通の方なんですよ。そんなんもあるし、守衛さん自体、常にいてるわけじゃないけども、いたとして正直、声がけしてるの見たことないですし、実際私、軽に乗ってるんですよ。私の車、軽なんですけど、駐輪場側なんか、ちゃんと置いたらほんまに当たりますよ。軽自動車でも。で、守衛さん自体がもうそういう誘導してはるんですよ。私も言われましたけど、「この枠ちっちゃいから2枠使ってください」って、守衛さん自体が言うてるから。だから結局、1個大きいところに止めないと止めれないんですよ。軽自動車であっても。だから言うてるんです。だから本当にちゃんと計測というかな、枠は普通にドアを開けて人が乗り降りできるスペースでやってもらいたいというところは、ちょっと庁舎管理のほうで検討してください。

あともう1個、ごめんなさい。できたら障がい者枠の駐車場のところに、注意喚起じゃないですけど、体の不自由な方が庁舎を利用するために乗ってきた車の専用のスペースですと。だから、それ以外の方の、健常者の方しか乗ってない車は止めないでくださいという、何かそういう注意書き、私はちょっと必要かなとか思っていたりするんです。実際、置いてはる方、多いから。見てて。なので、そこはお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

ちょっとよろしいですか。障がい者用のところに赤いコーンでも置いといたらいいんじゃないですか。

委員（勝元由佳子議員）

それやったら置けないでしょう。

委員長（河瀬成利議員）

いやいや、そやから、それ取って乗り込むようにしたら、障がい者だけしか取れへんでしょう。

委員（勝元由佳子議員）

周知せんと駄目。

委員長（河瀬成利議員）

それもあるんやけども、一応簡単にしようと思ったら赤いコーンを置いておいたら、なかなか健常者はそれをどけてまで入れへんじゃないですか。

委員（北村 孝議員）

健常者がのけて入るやろ。

委員長（河瀬成利議員）

そんな根性のやつ、おれへんでしょう。

委員（北村 孝議員）

いてるって。おるんやて。そんな行儀のええ住民ばかりと違う。

委員（勝元由佳子議員）

検討していただいたらと思います。

あともう1点ね。ごめんなさい。歳入の37ページに町の所有地の売却収入100万円って上がってたんですけど、これは何なんでしょう。どこの土地を売る予定なのか、教えていただけますか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

町有地売払収入、100万円計上させていただいてる予算でございますけども、これにつきましては事前で本町が所有している所有地を売却するといういで上げているというものではございません。何かと申し上げたら、例えば住民さん初め事業者の方々が土地を開発することによって、その中において、例えば公共用地、里道敷とか水路敷とかいうことが、計測の段階でそこ発覚する場合がございます。それについては法定外公共物と言われる、要は財産でございますので、それは一旦忠岡町の所有ということになってございます。そういったことが発覚した時点で、土地を一体利用するという目的でそういった請求される方については、法的な手続を行った上で普通財産に一旦置き替えて売却するという形のものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。特定のここを売る予定ですじゃないんですね。分かりました。ありがとうございます。個別は以上ですけど、いいですか。

委員長（河瀬成利議員）

どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

総括、いいですか。すみません。それなら総括で。

複数部局にまたがるところでお聞きしたいんですけども、今回の予算で一部の部局とか、特に関係団体の補助金関係であったりとか助成金関係のところではちょっと言わせていただいたりしたんですけど、税の恩恵の公平性というところは申し上げさせてもらったと思います。で、全庁的にやと思うんですけど、今までから、ずうっとこれやってます、これ予算取って払ってますということでも、もう1回見直していただいて、一部の人、一部の住民に何か特化されてないかとか、税の恩恵が不公平になってないか。逆に恩恵を受けてない、昨日今日引っ越してきた一般の町民さんが見たら、何でやねんと思うような状況になってないかというところはぜひ見直していただきたいんです。

恐らくずうっと長い間、この忠岡町の町政で、ずっとそれが当たり前で来た人たちから見ると、今までの慣習が当たり前で普通やんって思ってるかもしれないですけど、最近来た人たちとかからすると、そういう恩恵がないというか、「納税いっぱいしても、何か忠岡町の恩恵、1ミリもあれへんわ」。下手したら「もうそんなんやったらよそへ引っ越すわ」とかなってくる話で、実際そういうのも聞いたりもしてるから言ってるんですけど、そこは従前からの長い慣習というか、今までこうやったからこうですじゃなくて、違う目線でちょっと見直し、できたらかけていって、来年度、今度の令和6年度の当初予算のほうに反映できるんやったら、するようにしていただきたい。

そのために、もし令和5年度中に関係団体と協議せなあかんとか理解してもらわなあかんとかいう分、絶対出てくると思うんで、そこの協議、調整はしていただきたいんです。でないと、いきなり減らすとかもできないですし。そういう、ちょっと意識の変化というか、変えるところはぜひお願いしたいと思うんですけど、これってどこ、まとめてどこか答えれます。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

各種団体への補助金につきましては、財政健全化のときにも一度見直しをしております。今回ですね、近年のコロナの部分ですね、事業を実施してない部分がございました。この分については各種団体と調整をして、返金を求めるといった形で周知をしておるところでございます。

補助金のあり方につきましては、引き続き適正な執行に努めるよう各種団体と協議のほう進めていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

団体への補助金だけじゃなくて、一部言ったけど、選挙ポスターの掲示板の配置場所も偏ってるとか、あと、ごみ袋の買える店も何かどこかに集中して偏ってるとか、いろんな部分であるんです。町内の今までの普通が、ちょっとおかしいん違うという部分が。で、ほかの方も福祉バスもおっしゃってます。だから、いろんな部分でちょっともう1回、町内公平に、満遍なく均等になってるかとか、そういう目線でやってくださいという趣旨なんで、そこはちょっとお願いしたいと思います。

あと、次ね、契約のことで、ごめんなさい、お聞きしたいんですけども、部署によって、事業によっては4月1日から契約開始しないといけないものとか、あるじゃないですか。特に維持管理面とかね。それ、同じ4月1日開始の契約なのに、前年度末中に債務負担とかやって発注事務やってる部署と、あと年度入ってから発注事務やって、6月、7月とか年度の途中から契約開始やってる部署と、結構まちまちで、差があるんです。それは従前から私は「何でなん」とかいうことで聞いたりはしてきてたんですけど、町で統一されてない部分、あるでしょう。そこが町的に、同じ4月1日契約やったら同じルールで同じように発注事務するべきなんじゃないですか。何か偏ってると何でなんというところが、ちょっと理解できない部分があったりするんですけど、そこら辺は総務になるのかな。原課任せなのか、どうなんですか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

債務負担行為を上げる場合、一応3月31日までに契約する場合ですね。契約行為をするのに債務負担行為を上げてるということですね。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

契約があれども、前年度中とかでもあれなんですけど、結局4月1日開始で同じことをやってるのに、もう前年度中に事務をしてしまうとか、そのことを聞いているんですけどね。同じ4月1日契約なのにというところ。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

まず年度内、旧年度内に債務負担行為を上げてという部分につきましては、ほぼほぼ、全部かどうかちょっと分からないですけども、4月1日以降に入札して業者を決めてしまわないといけないような案件については、4月1日から業務を履行してもらわないといけないのに、入札をその当日中にできることはないの、そういうものについて補正予算等で債務負担行為を上げて、その予算を担保に業者を決めてしまうということをやっております。それ以外の、基本的な随契については、会計年度独立の原則がございますので、それについては全て、ほかはもう例外なく4月1日以降というような形で一応やってるというところがございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ごめんなさい。ちょっとよう分かれへんかったんですけど、私が対象にしているのって、もうずっと、永年ですうっとやってる。庁舎管理もそうですし、例えば大津川の河川敷もそうですよね。あれも4月1日開始の契約にしたときもあるし、でも、また今回、令和5年度から6月1日付契約に変えるとかやったりとか、同じ、ずっともう継続して、ずっと絶えず365日、契約状態にしとかなあかん契約あるじゃないですか。維持管理もので。そういうものを対象に言うてるんですよ。単発のものでなく。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

入札しないといけない場合は、債務負担行為を上げて4月、それは債務負担行為を上げるんですけど、通常の計上については随意契約の少額随契の範囲なので特段する必要はないです。

委員（勝元由佳子議員）

それじゃない。それじゃない。それを言ってるんじゃない。もう入札案件、同じ入札案件。だから前年度中に、前年度末の時期に入札してしまってる案件とか、4月に入ってから当該年度中に入札やってるやつとか、まちまちやから言ってるんです。発注事務をいつ、どの時期に持ってくるかという、その話なんですけどね。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

その契約月によって違いますので、4月1日以降に契約、4月1日以降で契約事務、発生するやつについては、前年度で債務負担行為を上げますけども、6月、7月で契約する分については当初予算で別に問題ないので、上げてないです。

委員長（河瀬成利議員）

そうじゃない。

委員（勝元由佳子議員）

後で個別に話をします。もう後で結構です。

あと、一括下請禁止のことで、ちょっとお願いというか要望、確認も含めてなんですけど、公共工事、工事の場合は建設業法で一括下請禁止ってなってるから、してないはずなんですけど、役務、物品、物品はどうか分からないですけど、工事以外の発注でも一括下請禁止の契約条項というんですか、条件、町、入れてますか、入れてないでしょう。結局それを入れてなかったら、受注はどこかの業者がするけども、丸々ボーン、丸投げして、受注業者がマージン取って、結局かさ高なるやんとかいうことがあるから、できたら町の発注業務は、工事云々にかかわらず全部一括下請禁止を入れていただきたいんです。丸投げするなど、受注業者がちゃんと責任持って業務をやれと、マージン取るなどというところをお願いしたいんですけど。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

契約書の規定につきましては、今ご指摘いただいた部分なんですけど、今、現状、本町の

実情に合ったものになっているのかどうかと併せて、ご指摘の部分については今後必要に応じた形で適切に対応してまいるといふことで、ご理解いただきたいと思ひます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

何か、いつ頃までにこういう見直ししますとかは、ないですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

いや、今一度、調査研究というんですか、一応精査を重ねる必要がございますので、この場においてはちょっと具体的にいつからということにはちょっと明確にはお答えできないといふことで、ご理解いただきたいと思ひます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あともう1点、発注関係で。特に工事の発注でお願いといふか、住民からの文句も含めて言わしていただきますけど、先ほどの駐車場の件もそうですし、もう終わったんかな、文化会館のスロープ云々の発注もそうでしたけど、結局、町側の発注がまずいのか施工業者が悪いのか分かりませんが、工事の内容が結局ちゃんといつてなくて、もう1回やり直さなあかん。で、結局そのやり直しの費用を税金で住民が負担するわけでしょう。そういう住民が尻拭かなあかんような工事はやめてほしいといふことなんです。

ちゃんと完了検査は多分職員がしてるはずなんで、完了検査のときに町側の思った仕様どおりになっていないとか、ここ、いけてへんやんっていう部分があるんやったら、完了検査の時点でオーケー出さないでほしいんです。結局、そこでオーケーしてしまうから、この工事、これで完了、オーケーですよってなって、実際、いやいや、何か変なことになってまして、あの工事がまずかったんですわって、もう1回やり直さなあかんかって、もう1回やり直してるわけでしょう。そんなん無駄じゃないですか、二度手間。最初の1回目の工事ちゃんとやるとしたら、そんな無駄なお金使わんでいいのに、結局もう1回やり直さなあかんって、そんなばかな話はないんで、今後の工事の発注についてはそうやっ

てちゃんと、住民が尻拭きせなあかんような形にならないように、もう最初の1回目の工事でちゃんとしておいていただきたいというのと、もう今現に、2回目やり直しました、最初の工事が不手際で、ちゃんといけてません、もう1回やり直さなあかん。税金、投入せなあかんという部分についてはね、私は何らか町長なりがその相手方に損害賠償請求すべきやと思うんですよ。金返してくれ、その分ね。ちゃんと言うた仕事をしてきてないんやから。それは職員が悪かったんか施工業者が悪かったんか、知りませんよ。そこは調べていただかんとかきませんが、何にしたって、何で同じことをやり直しをせなあかんねん、税負担でせなあかんねんというところがね、ちょっとやっぱり不満なんです。

駐車場枠もそうじゃないですか。あれ、最初の工事のときという、ここ建てたときにちゃんと枠しといたら、こんなやり直さんでええわけでしょう。で、文化会館のスロープだって、結局、最初の施工が障がい者用の何かスロープになってなかったから、それ、やり直すんですって、最初の工事の落ち度ですもんというのは私、担当部局から聞いているから言うてるんです。やり直し、最初の工事。（「昔の車のサイズやった」の声あり）、昔規格。（「昔の車はあの規格で枠を取った」の声あり）

委員（北村 孝議員）

委員長。議事進行してや。

委員（勝元由佳子議員）

それやったら、ごめんなさいね、昔の規格で枠取ったんやったら、今の規格に直したら。直すべきなんと違いますか。ぶつかるぐらいやったら、置けないでしょう。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。

委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

文化会館は私、建設には携わってないんですけども、この庁舎は携わっておりますので、そのときの状況をちょっと説明したいと思います。

まず、文化会館ですけれども、スロープにつきましては、大阪府福祉のまちづくり条例ができましたのが平成5年ということで、それまではスロープの細かい規定がなかったということでございまして、それ以降、福祉の重要性ということが叫ばれてきまして、法制化されてきたということで、今の現状は法以前であるということで、今回の計画は恐らくは現在の基準に適合さすための工事ではないかというふうに考えております。

それと、もう1点、このシビックセンターの駐車場につきましても、いろいろと複合施設ということで、駐車場の需要について細かく研究をいたしました、本町が持ってなかったようなスポーツセンターであったりとか児童館、またふれあいホールですね。そうしたものが複合したときにどれだけの駐車場需要があるのかということについて細かく研究い

たしまして、現状で64台、たしか区画があったかと思うんですけども、それでも全然足りない状況だったんですね。ですから、その当時はこのシビックセンターから半径1キロぐらいの住民の方は、基本的に歩いてきてもらうように啓発したらどうだというような意見がありまして、それでも来れない方については車に乗って来ていただくということもございました。その駐車場需要64台を最低限、それでも足りないんですが、少しでも確保するように、そのときの設計標準の中の、確かにその、大体この車1台の止めるスペースが、幅が2メートル60センチから3メートル何センチか、ちょっと忘れちゃったけども、その最低値を使っているのは間違いはないんですが、そうした事情からこのような狭い区画になってるということでございます。

また、この設計した平成7年、8年ぐらいの時期ですけれども、車の大きさにつきましても、軽四自動車なんかでもあまり大きくなかったんですね。それから、今、リッターカーかどうか見間違えるような、車が少し大きくなったりしたこともございまして、現状、枠に合っていないという現状が来ているようにも思います。当時の状況と変わってきてるわけでもございまして、そこらを見直しをしていくということは、今現状、管理者側で検討していくと先ほど答弁ありましたけども、今後検討すればいいのではないかなというふうには思っているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

シビックセンターの駐車場枠は、一定分かりました。現状、正直今、1個おきに置いている状態やから、半分しか使えてなくて、かなりスペースもったいないでしょう。なので、今後ちょっと予算化というか、一部分からでもいいんで、一気に無理やったら。ちょっとあそこは検討していただきたいのと。

文化会館の話ですけど、今、谷野部長、答弁していただいたでしょう。でも、多分谷野部長、携わってないっておっしゃってたから、「と思います」と言って想像で答えてはったじゃないですか。そこは私は、申し訳ない、担当部局から「この工事、何なん」という話をしたときに、「その最初の工事がまずかったんです。だからやり直すんですわ」と。そんなら結局、で聞いているから言うてるんで、そこは担当部局からちゃんと答えていただきたい。私に言うたの、何やったんってなるんですよ。やり直しやって説明言ってるからこういう質問してるんです。

町長（杉原健士町長）

まだ工事やってないのと違うの。

委員（勝元由佳子議員）

もう終わったでしょう。令和4年度事業ですよ。あれ。

町長（杉原健士町長）

やってない。まだ工事やってないよ。

委員（勝元由佳子議員）

あれ、この間、業者選定だけ終わったところ。

町長（杉原健士町長）

ずっと工事、日延べしてるやん。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

入札は終わりましたが、まだ工事自体は。

委員（勝元由佳子議員）

まだ。でも、どっちにしても中身の話なんですね。「最初がまずかった」っておっしゃってたでしょう。

町長（杉原健士町長）

仕事の中身にはまだ入ってない。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

私が勝元委員に聞かれて「やり直す」と申し上げたのは、大阪側の入り口のところの。

委員（勝元由佳子議員）

もう1か所、「2か所するんです」っておっしゃってたでしょう。大阪側と裏側。

教育部（二重幸生部長）

裏側ね。はい。

委員（勝元由佳子議員）

そのときに「実は」って言って、最初の人に。

教育部（二重幸生部長）

私が言うたのは、大阪側の入り口に今あるスロープがあるんですけども、それが具合悪いので、そちらのスロープをやり替えるとお伝えしたんです。で、当然、岸和田側のスロープももちろんやり替えはするんですけども、ですので、両方のスロープをやり替えるということになります。

委員（勝元由佳子議員）

結局そうですね。やり替えるんですよ。

教育部（二重幸生部長）

はい。

委員（勝元由佳子議員）

だから、その説明なんです。ちょっともうあまり長なるから、もうこれも後で結構です。もう担当部局と話しします。

あともう1個、施設管理の部分で、これも各部局には言うてたんですけど、掃除とか警備とか、あと何か、窓拭きやとか除草やとか、そういう同じ業務ね、維持管理の業務を別々の業者に発注してる場合とかと、一括で1案件で総合的に発注してるのとので、部署によって結構違ったりするじゃないですか。そこは同じ内容で、一括で発注できるやんというパターンで分かってるんやったら一括で発注するようにしたらどうですかなんですけど。個々の部署で考えるんじゃないで、全庁的にそういうふうにしたらどうなんでしょうかということなんですけど。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

予算上そういうふうに分けていて、例えばシルバー人材センターで予算書を分けてると、そういった形であれば1つでできると思いますので、そこは各部です、再度契約の見直しというものについて考えていきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一旦お返しします。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございますか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

7点質問させていただきます。

まず1点ですけど、クリーンセンターのことについてです。クリーンセンターは公民連携方式で、220トンの産廃の焼却炉を建設することについて、1点、明らかでないことがあります。それは、環境影響評価が計画の前に、計画を行う前に事前にされないのはな

でしょうか。それにお答えください。

住民部（谷野栄二部長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

昨日も答弁させていただいたんですが、まずこの環境影響調査につきましては、環境アセスメント制度ということなんですが、事業者が環境に影響を及ぼすおそれがある事業の実施に当たり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度ということでございます。ですから、この環境影響調査を行うのは事業主体が行うということになってございまして、今回の事業スキームにおきましては事業者側、特定目的会社であるSPCが事業主となりますので、そこが実施をしていくということになりますので、本町が行う事務ではないというふうに考えております。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

SPCが行うということなんですけども、SPCというのはまだちょっと今、状況がよく分からないんですけども、それが設立されているかどうか、ちょっと分からない状況であります。

実施協定を結ぶ前に環境影響評価をしないと、現在のところ影響があるのかないのか、また何を根拠にして、ないと言うのか。根拠なしに、ないと言っているだけなのか、ちょっと分からないところがあります。その点についていかがでしょうか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

まず、この環境影響調査につきましては2段階に分かれてございまして、そもそも施設の設計をしないとこの環境影響調査の調査書をつくることがまずできないということがございます。その計画をつくった段階で、方法書ということで一旦大阪府のほうに提出しまして、その方法書というものが縦覧をされることとなります。ここで地元の意見とかを吸い上げながら知事が意見を出すという流れになってございます。

それと、その後、そうした意見を踏まえて準備書というものをつくりまして、そして地元の説明会の開催であったりとかいうことを経まして、再度地元からの意見を吸い上げて

いくと、このような複数にわたる、また複数年にわたる手順を踏まえて調査が進んでいくわけなんですけど、ここでその影響が出るような例えば結果が出ると、その先には進めないと、建築確認申請には進めないとということになってございます。ですから、できた後に問題があるということは、基本的にこの環境影響評価の中ではそういう仕組みにはなってございませんでして、環境に影響がないと認められたものだけが建築確認申請へ進めるという手順になってございますので、ご理解いただければと思います。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

設計しないと環境影響調査ができないということなんですけれども、ただ、この計画自体はもう公民連携協定、結んでいるわけで、これから進んでいくということで、なかなかこの計画が止まるということはできないと思います。1回結んでしまうと。そんな中で、一般廃棄物の焼却炉を造る際に、計画の前に環境アセスメントを行っています。岸貝の清掃工場の例を取ってもそうやられてます。なぜ公民連携というだけで、公民連携といったら町が関わっているのになぜ事前にアセスメントをしないんでしょうか。その点についてお答えください。

委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、重ねて同じ答弁になりますけども、これは事業主体が作成して提出することになってございますので、本町が行うことにはなっていないということで、よろしくをお願いします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

結局、事業主体となっているということで、今の状況で、まあ言ったら環境に影響がないと、そういった根拠が、今この状況で示されてない中でこの計画は進んでいくということだと思います。で、影響がないというのであれば、大丈夫と言ったら環境のアセスメントを今行うのは当然ではないかと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、同じ答弁しか申し上げられないんですが、言ってることは同じだと思うん

ですよ。事前にやって安全なのかということをおっしゃっておられますけども、私が申し上げてるのは、環境影響評価を事前に評価して、それが適正なものだけが次の段階に進めるという制度になっておりますので、影響があるだろうと思われる建物は建つことがないということでご理解いただきたいと思います。

また、この調査は、出来上がった後の事後調査も行います。事前調査が適切なものであったかということも踏まえて事後調査も行って、現状その施設が安全であるかということ、大阪府の条例に基づいて行っていくということでございますので、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、事業主体であるというのが1点と、今この段階では環境アセスメントもできない。いや、できないというか、やらないということなんで、今現状の中でこれからの計画をつくっていく中で、環境の影響がどう出るかということも分からないというままのこの計画が進んでいくということですね。やっぱり、でもこのことについては今の段階では環境がどうなるか分からないので、どうしてもこの計画についてはちょっと納得いかないところではあります。

次の質問します。

町長（杉原健士町長）

言うのかなあかで。止めて。

委員長（河瀬成利議員）

ちょっと待ってください。町長。

町長（杉原健士町長）

二家本委員、ちょっと整合性、合うてない。いや、そのちゃんとした数字が出てこそ前へ進む言うてるやつを、委員さん言うてるのは数字が悪いのでも進んでいくと思ってる。じゃないですよ。数字はちゃんとしたアセスで、数字が良くなってこそ前へ前へ進めていくのであって、今二家本委員の言うてるやつやったら見切り発車してるというようなお話ですけど、そうじゃないです。ちゃんとしたアセスを踏んでこそ前へ進むと言うてるのを原課が物を言うてるんあって、その辺ちょっと解釈間違ってるんで、その辺ちょっと言い直しておいてくれる。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その事業者が今後アセスメントを開いていくというのは分かるんです。そこについては。ただ、その事業、本来であればこの計画ができる前にきちんとした環境影響評価をした上で進んでいくべき話だと思うんです。それが、今の段階ではそれをやらずに、先に計画だけが進んでいっている。だから、そのことについて忠岡町としてはどうかなという話なんです。

委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

今、委員おっしゃられているような、計画前にアセスメントをする事例は、恐らく全国にないと思います。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほども申しあげましたが、一般廃棄物の通常の計画では、岸貝清掃工場でも計画の前にアセスメントを取っています。だから、そこについても実際そういう考え方で進めますので、やっぱりこの計画についても事前に、計画を進める前に取るべきだったんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

委員長（河瀬成利議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、同じ答弁で申し訳ございません。計画して事業をする主体はSPCになりますので、我々が行うことはないというふうに考えております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

もうそこは分かりました。次、行きます。

2点目です。働く婦人の家の廃止の件についてです。こちらのほうも今回の議案の中でも廃止ということが出てきました。その中で、廃止となった文化会館の運営委員会ですね。こちらのほうが開かれて、そこで答申が出されたということなんですけども、そのメンバーの中に働く婦人の家の関係者が参加していたかどうかの確認をしたいんですけども、いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

働く婦人の家の関係者と申しますのは、その働いている方か、このご利用者かという。

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

利用者の方であれば、利用者の方はおられます。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その利用者というのは、働く婦人の家のサークルの方なんでしょうか。それとも普通に文化会館の運営、サークル、どちらでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

働く婦人の家に関するサークルというのは、そういったサークルはございません。文化会館のおっしゃるクラブというので、クラブの会員の方はおられるということになります。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

皆さん多分ご存じやと思うんですけど、文化会館の中には明確に働く婦人の家というような表示はなくて、あくまでも今でいいますと4階の軽運動室であったり、3階でいいますと一部、講習室であったりという部分を、当初の設置の際に働く婦人の家という枠組みで提供しておったんですけれども、ですので広く働く婦人の家を利用されてるということであれば、4階の軽運動室を利用されてる方は皆さん働く婦人の家を利用されてるということにはつながるのかなというふうに考えておるので、よろしく願いいたします。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

言い方を変えます。じゃあ、働く婦人の家の条例で基づいている方が、文化会館運営委員会のほうに参加されているという方はいらっしゃいますか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

そういう方はおられません。

委員長（河瀬成利議員）

おられますですね。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

おられません。

委員長（河瀬成利議員）

せん。はい。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

おられないです。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり条例に基づく形の関係者がいてない中での文化会館の運営委員会が開かれて、その関係者がいてないのにもかかわらず、その中で働く婦人の家が廃止される。それはその文化会館の使用的には、文化会館の使用が教育の関係で使うというのが目的でどうしてもなってしまってますので、そういった形で働く婦人の家の関係者が来てないということが分かりました。

ちなみに、これ、働く婦人の家というのは労働部局のほうなんですけども、労働部局としてはこの働く婦人の家がなくなることについてはどうお感じでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

現在、女性を取り巻く社会情勢というのにつきましては、勤労婦人の福祉から男女共同参画へというふうに変革してるというふうにご考えてございます。で、産業振興課につきま

しては、今言ったように女性だからとか、そういうのは、外国人だからとか障がい者だからというのはなくて、皆さんが働ける、働きやすい、そういう環境整備というのを我々目指してございますので、その施設に対してどうこうじゃなくて、制度といたしまして今言ったようにそういうのがなくなって、皆さん平等に働ける、男女関係ない、セクハラやパワハラが行われたい、皆さん気持ちよく働くというのを目指しておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

委員（二家本英生議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

男女共同参画という話もありました。やっぱりこの男女間の格差というのは、その委員会の中でも私、言いましたけども、やっぱり賃金の格差というのがどうしても出てきています。その中で、それはもう昔からあるもので、やっぱり男女の賃金の格差をまず直してからでないと男女共同参画とか、そういったことというのは、活動がその次の問題になってきますので、まず今の段階で女性の貧困に関してのことをまず考えなければいけない状態であります。

ただ、この中で働く婦人の家を廃止して、その後に代わる施設が今のところできていないというのも、またこれも忠岡町としては問題のところでもあります。できるだけ早いうちに新しい、この働く婦人の家に代わる新たな施設を設置していただきたいんですけども、これは委員会の中でおっしゃってたんですけど、もう一度答弁お願いいたします。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員申されましたように、女性の貧困ですとかそういうものが、賃金格差とかそのようなものがあると。まずその解決を図らねばならないという点はまさにそのとおりでございまして、以前も申し上げましたとおり、町長部局としましてはこの男女共同という部分につきましては、参画計画第2次、つくってございます。施設を云々とかいうものではなくて、まずはこの男女の格差あるいはそれを取り巻くあらゆる不平等なところ、LGBTも含めたものを含めまして、この計画の中で懇話会等で話をして問題を抽出し、進めていくという方針で第2次男女共同参画計画というものを立ててございます。

今後、そのようなものも含めてこの中で議論されていくと考えてございますので、この場でセンターをつくるですとか、そのようなことは申し上げることはできないだろうと考

えてございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（和田善臣議員）

ちょっと委員長。

委員長（河瀬成利議員）

和田議長。

議長（和田善臣議員）

働く婦人の家を廃止するという事は、要するにその役はもう終えたということですね。そういう意味ですよ。働く婦人の家という、現代に合わない名称ですね。これもいかなものかというのは、これはよく分かります。で、公民館に1つにするというお話でしたね、たしか。で、それについてちょっと担当者に聞きたいんですが、その公民館の中で、例えば男女共同参画社会係とかね、社会教育担当とかね、そういった係を分けるお気持ちはありますか。

教育部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今のところはそういうような形では考えておりません。といいますのも、皆さんご承知のとおり、文化会館に今の時点で正規職員が配置できておりませんので、その辺り人事当局ともまた引き続き調整はするんですが、現状においてはちょっと、今おっしゃられているような明確な係分けという部分は難しいのかなというふうに考えております。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

和田議長。

議長（和田善臣議員）

現在、畑中課長を初め生涯学習課でしたかね、そこで行かれている職員、何人ですかね。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

私を含め3名となっております。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

そしたらその中で、私、先ほど申し上げたとおり社会教育担当とか、あるいは男女共同参画担当とか、そういった係を分けたらどうでしょうかね。で、畑中課長を入れて3人、それから今、受付のところに座ってる方が、4人いてるんかな、3人かな、いてんかな。そやからその人らと同じ部屋で受付もしいの、やったらええん違うかなと僕は思うんやけど、その辺の考え、ないですかね。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

先ほど申し上げたとおり、今の人数で、これ以上ちょっと細分化するというのは難しいのかなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長（和田善臣議員）

ちょっと、何化するの難しい。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長、どうぞ。

教育部（二重幸生部長）

すみません、細分化するのが難しいということです。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

いろんな部署からも聞きましたけど、やっぱりこの働く婦人の家に代わる施設ができないということであれば、忠岡町としてはやっぱり女性施策の後退であると指摘しておきます。以上で。

次、行っていいですか。

委員長（河瀬成利議員）

はい。

委員（二家本英生議員）

続いて、教育のほうで、学校給食の無償化についてお尋ねします。一般質問でもさせていただいたんですけども、やっぱり今、物価高騰も続いています。子育て世帯の支援策として、忠岡町では就学前の給食費無償化もしていただいています。でも、この4月ですね、忠岡町でも給食費が値上げするということも伺っております。それも物価高騰に迫りつぐために結構な額の値上げ額と聞いています。で、やっぱりそれについて一般質問でも言わし

ていただいたんですけども、学校教育、学校の義務教育は無償化である、その概念に沿って、忠岡町の中でも学校給食の無償化、これは一般質問と同じ答弁になるかと思うんですけども、やっぱりそれに向けて子育て世帯の応援という形で行っていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

さきの一般質問の答えと同じになるんですけども、現時点で国がすべきものと認識しておりますので、現時点では検討しておりませんので、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

国がすべきものというのもしっかり分かります。やっぱりこのコロナ禍があって、コロナのお金を使って、そのまま継続して、また新たな新年度を迎えて、町村の中でも、市もそうですけど、給食費の無償化をやっている市町も増えてきています。やっぱりそれで子育て世帯の応援というのができていて、そこの自治体がそれによって自治体が潤うわけではないんですけども、子ども子育て世帯というのは中学校、高校に向けてやっぱりお金が結構かかってきます。ちょっとでも負担が少なくなるような形で忠岡町でも、段階的でもいいですけども、導入する予定はないですか。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今、議員ご指摘の市町においても無償化の方向に行っている自治体があるというところに関して、我々も把握はしておるところですが、忠岡町におきましてはそれ以前から就学前の給食費の無償化のほうを、限られた財政の中で実施させていただいております。そういったところもできましたら評価いただけたらなというふうに考えております。繰り返しますが、義務教育段階における給食費無償化に関しましては国において実施していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

忠岡町、就学前をやっているのは大変ありがたいと、分かっています。それをできれば拡大していただけるように、これは要望しておきます。

4点目です。留守家庭児童学級の時間延長についてです。この時間延長については今年度の施政方針の中でも「開所時間の延長も含め、より一層の子育て環境の充実に努めてまいります」と書かれています。これについて、委員会の中でも「4月1日からできるのか」という質問もあったと思います。これについてはもう一度、4月1日から可能かどうかの確認をしたいので、お願いします。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

4月1日からの実施は無理でございます。ただいま人員の確保等を行っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱりできないということなので、できない理由として、全員が会計年度の任用職員で対応しているという点が1つあると思います。で、会計年度任用職員であれば、それが子どもたちをちゃんと見れるわけではないんですけども、時間に制限がかかってきます。これが正職員であればある程度時間帯を持って見ることもできますし、やっぱり正職員を配置することによって留守家庭児童学級の時間延長も可能かと思うんですけども、正職員の採用についてはいかがでしょうか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

正職員の配置は、今考えておりません。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、施政方針では打ち出してますけど、この開所時間を延ばすといって、それがいつ実現するかというのは今のところ分からないままということではよろしいですか。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

生涯学習課（畑中孝昭課長）

できるだけ早急にできるようには努力したいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

できるだけ、会計年度だけではなくて、やっぱり正職員で、できれば採用していただいて、留守家庭児童学級の時間延長には目指していただきたいと思います。

5つ目の質問です。障がい児の連携について質問いたします。これも一般質問のほうで少しさせていただいたんですけども、なかなか障がい児というのは、各部署が窓口になることが多い部署であります。その中で、特に教育との連携というのは結構大事な部分になってきます。教育と連携は取れているというんですけども、なかなか教育の情報が福祉に行き渡らないという話も伺ったりします。その中で、教育として情報を共有するような形をどのような形で、どのようにしたらしていけるのかというのが、ちょっとお伺いしたいところなんですけども、いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

議員おっしゃられてる必要な場合、必要な情報がございましたら、その際は福祉部局との情報共有のほうはさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

その必要があればというんですけど、例えば事業所さんとかはいかがでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

その事業所というのは、具体的にどのような内容でございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

まあ言ったら放課後等デイサービスさんですけど、これは何でかといいますと、要は支援学級とかに在籍している子どもたちは、放課後デイサービスとかにつないでくれるとい

う話は伺ってるんですけども、ただ、通常学級に所属していて放課後等デイサービスを利用している児童・生徒で、その児童・生徒については、放課後等デイサービスが迎えに来てでも学校側から案内してくれないという、そういった問題がありまして、で、その子がどこへ行ったらいいんやろうみたいな感じの話はちょっと聞いたことがあります。そういったところで、支援学級の子たちはそれをつないでいただいているんですけども、通常学級の子の放課後デイの、そこの接点というのがないみたいなので、ちょっとそれで困ったという方もいらしたので、その点についてちゃんと連携が取れているのかという確認をしたかったのです。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

お子さんに関することでありましたら、例えば放課後デイの方がお迎えに来られた際に支援学級の担任が、例えばそこまで、門のところまで。必要があればその際、連携等は、学校とという形ではさせていただいております。内容に、ただやはり個人情報等もございますので、事業所関係については特にこちらから直接というのはございませんので、ご理解のほどお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ごめんなさい。通常学級のほうがということをお伺いしてるんですけども。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

失礼しました。通常学級のお子さんがということによろしいでしょうか。その場合、保護者のほうから何か学校のほうにお子さんのことでご相談があれば、そこはもちろん学校のほうが保護者のほうとお話をした上でというのはございますと思いますので、そのような対応は学校が保護者とまずはするという形になると思います。

委員長（河瀬成利議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、委員お示しの部分ですけど、これはあくまでも支援学級の子どもであるなら支援学

級担任だったり、それから通級に通ってるようなお子様の部分であったりというのは、これ、はっきり言って、そもそも教職員としては全くこれ、善意でやってる部分というんでしょうか、プラスアルファで、逆にほかの公務がある部分があっても、そっちを優先してするというふうな部分もあったりとかですね。その中でもお子さんのことを中心に据えますから、現状頑張ってる部分がありますので、恐らくそこは保護者の方がそこをご相談いただく、担任の先生にご相談いただくことの中で、毎日それは職務やないかという部分ではしんどい部分も出てくるかもしれませんが、何とかそこは応えてくれるんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、一遍おっしゃってるお子さんの保護者の方と学校がご相談いただいてやってもらうというのが、制度でどうこうという話ではなかなか難しい部分があたりとかしますけども、できるだけ協力、学校も連携は図ろうとしてますんで、そこは三者面談とか、そういう折にですね、懇談の折にご相談いただいたらどうかというふうに考えております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それは、学校との相談も一応したということで、そうできなかったというのちょっとお伺いしてるんですね。だからその思い違いという点もあるかもしれませんが、その保護者と先生との同士で。ただその点に関しては書面で何か、こういう子というのをやるとか、個別支援計画、多分教育のほうにも個別教育支援計画というのはあると思うんです。そういうのも参考にしながらきちんとやっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今おっしゃってるのは通常学級の在籍のお子さんの話ですよ。

委員（二家本英生議員）

通常学級で通っている方。

教育長（富本正昭教育長）

で、個別の支援計画というのを通常学級のお子さんがつくっているということですか。

委員（二家本英生議員）

個別の教育支援計画、その福祉に関わっている子が。

教育長（富本正昭教育長）

確認はしますけども、通常学級ですんで、担任も通常学級の生徒という認識を持ってますので、そこは逆におっしゃっていただいてもいいと思うのが、一番実現に向かう話と違うかなと思うんですけども、またそれは具体におっしゃっていただいたら、私どもその辺調べてみますので、その辺また委員会が終わってからでもお願いしたいと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。

じゃあ、次の6点目、行きます。小・中学校の体育館にエアコンの設置についてです。これは防災の面からお伺いしたいので、防災部局にお伺いしたいと思います。近年、災害とかも頻発してますけども、ふれあいホールの避難人員の数というのは、やっぱりコロナ禍の中ではある程度限られてくると思います。そういった中で、地域の広いところに避難するとなったら、やっぱり小・中学校の体育館というのは、避難場所としたら一番適切な場所だと思います。これも防災の観点から言いますと、その体育館のエアコン設置、避難所にもなってくるので、国の補助金として緊防債というのもあります。そういったことで小・中学校の体育館のほうにエアコン設置というのは必要じゃないかと思うんですけども、防災部局としての回答お願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

危機管理部門といたしまして、既存の公共施設に災害目的のための備品整備をするということについては、通常の管理、後々のメンテの問題も出てきますので、なかなか我々が直接手を出すということは考えておりません。

委員長（河瀬成利議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

備品のメンテという点ではあれですけど、防災の観点からその小・中学校の体育館が避難場所として必要かどうか、そういった点をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

平時の学校の授業等もありますし、災害時には避難所としての利用も考えられるんです

けども、先ほども申し上げましたけども、あればいいとは思いますが、なかなかそこまで、私どものほうがやっぱり管理とかの問題が出てきますので、ちょっとなかなか設置についての判断は難しいというふうに考えているところでございます。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

防災部局としてもちょっと考えるのは難しいと、メンテナンスの面からということなんですけども、忠岡ではそういった避難場所というのが本当に、大きいところでふれあいホールしかないというのが事実なので、もし大規模災害が起きた場合に避難する場所がやっぱり少ないと、その辺の路頭に迷う方も多くなってくるので、防災としての小・中学校の体育館へのエアコンの設置、これは必要じゃないかと思っています。つけることを要望させていただきます。

あと、最後にもう1点ですけども、これはあれですけど、忠岡小学校の体育館についてなんですけども、雨漏りがしてるっていう話をちょっとお伺いしてるんですけども、その辺は教育部局は把握してますでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

雨漏りしているというのは確認しております。もう今年度中に屋根のほうを確認しまして、雨漏りの修繕は予定しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

よろしく願いいたします。以上です。

委員長（河瀬成利議員）

他に。

北村委員。

委員（北村 孝委員）

長い時間、ご苦労さまです。私も長いこと議員やっておりますが、議会の審議の仕方も変わってきたなというのが第一印象で、そない思ったら大分年いったんかなということもありますけども、そこで、町長の施政方針から、この5年度の予算、当初予算ですけども、いろんな新規事業が目立つなということの印象はあります。うれしいことですけども、逆に心配する部分もあるんです。

例えば、これは公明党が国でかなり強く主張してきて、今回の子育てのしやすいまち、伴走型の子育て相談事業が始まってきているというふうに思います。町のほうもいろんな

形でメニューをつくっていただいて、それに伴う、秋頃に予定の子育て支援センターの整備もされると。それと並行して、0歳から2歳まで、これまで光が当たらなかったということで、子育て支援の給付事業、10万円、妊娠のとき5万、出産のとき5万という、こういうこともあります。

この子育て支援について、これはまだ法律化してませんので、これ当然長く続けていただけるものと思っております。だけど、一般財源、当然伴ってきます。これに力を入れているというのは、まずやっぱり人口減少化、社会の保障、先ほども国保とか介護とか保険料が上がるということは、やはり支える側が少ないというところにも大きな問題もあると思います。ただ、こういったことをやって歯止めになるとは決して思いませんけども、いろいろな形でこういった子育て、将来に向かって政策をしていくのが、1つの明るい兆しというか、が見えるのかなと思います。

町民グラウンドも長年のあれで、やっと現杉原町長になって手がけていただけということで、これについてもこれまで私ども、防災公園も推進してきました。それも取り入れてくれて、同じやるんだったら、分割で年次計画でやると逆にコストが高くなるのか、やるんやったら一遍にやってしまえというところもあるのも理解できます。

仮称エネルギーセンター、こういったことも出てきてるし、こども園もこの5月から始まります。

で、この予算始まる前にレク、財政のほうからしていただいて、今では5年の財政見通ししか出せませんというか、そういうふうな形になって、これまでは10年やったけど、現時点は5年ということで出していただいています。当然、物を建てればお金を償還していかなくちゃいけないわけ、1つはこのグラウンドについても当然国の宝くじのtoto、府においても宝くじ。これのことも申請して、マックスで両方で1億5,000万ですか申請して、幾ら認めていただけるんかまだ不確定なところがあって、非常に不安なんです。これから当然、認定こども園の償還もしていかなくちゃ。ESCOで当然、省エネということで、長期で見ればかなりコストも安く済んでいく、長い目で見ればその辺については大きな財源に影響が出てくるということですね。

それはそれでいいんですけど、この本体そのものも、よく私とこの家にも、皆さんのお家にも来はるでしょうけど、外壁の工事しはる人が来はるわけですね。大概のお家は家の中をきれいにしはるんです。手を入れて。そやけど、家というのは外をまずやらないと、中を何ぼしても外からの影響というのはかなり大きいみたいで、それはそのセールスポイントで、そういうふうな形で商品売ろうとしているのか分かりませんが。

このシビックセンターも、二家本委員が予算委員会で言ってましたけど、南館のところが雨漏りする。たしかスポーツセンターの東側ですかね。あそこも何か私、この間通ったとき、ぽたぽたと。結露かなと。多分プールの水がどこかを伝って落ちてきてるのかなということも。

というのは、何を言いたいかということは、これ27年ですかね、建てられて。当然これまでも私、質問もお聞きさせてもらたことあるんですけど、当然この庁舎も、中も当然そういうことで、いろんなことで考えていって、空調に始まりESCO事業というところになったんですけども、この建物そのもの自体はやっぱり年数もかなりたってるので、やはり年次的に計画していかなあかん時期が来るんじゃないか。

そういうことを思いますと、もういろんなことで新規事業出て、いや、町民グラウンドなりいろんなことをやって、これはそれが一気にたまたまなった時期が来たのかも分かりません。当然財政見通しもあるから、そういうふうに事業として開始されたか分かりませんが、やはりちょっと不安なんです。

その辺について、当然この資料で見ると、5年度はなるほど収支不足がかなり出てます。その後、改善されていってるようなグラフ、頂いてますけど、実際のところどうやねん。いや、実はあきまへんねんと、そんなことはないでしょうけど、その辺の確たる、当然スペシャリストがこのいろいろ立てて計算、将来を見通して出してはるんでしょけど、まあ、どうなんでしょう。財政的に今後、私、これで事業終わるんやったらいいですよ。やっぱり言いましたようにこのシビックセンターもやっていかなあかん時期が来てるといふところもあって、ほかに事業がなければ、当然町でそういったことの回復といいますか、今後どのようになるのかも分かりませんが、回復していただくのはそれは最もいいことなんですけども、決してバブルからこっち、景気がよくなったというふうなこともありませんしね。ある程度のところで止まっちゃってると。逆に悪いほうが、悪化のほうが非常に目立ってるという時期が多いということもあるんでね。

これからまだ物価も、いろんな食品も上がっていく中で、そういったことでいろんなことでもやっぱり優先順位つけて、住民のやっぱりサービスもしていかなあかんところになって。何を言いたいかと。今後、これも含めて本当に長い将来、10年先見て、もう財政、大丈夫なんかというところなんです。この辺についてちょっと財政の当局、ひとつ見解といいますか、ちょっとお聞かせいただいたらありがたいと思います。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

財政収支の今後の見通しというところでございますけれども、まず最初に今年度、令和5年度予算につきましても、議員おっしゃっていただいとおりで、いろんなソフト事業から大きなハード事業まで新規の事業というのが多く上がってきてるところが、特徴としてございます。

これにつきましては、本町、合併の話がなくなってから、病院の赤字部分でありますと

か、土地開発公社の部分の損失補償問題等ですね、平成18年から平成30年前ぐらいまで、かなり何も住民さんに我慢もしていただきながら、質素な、儉約というような形ですと行政運営を続けてきたというところで、ひとまずその辺の赤字部分というのが徐々に脱却できてきているというところが、まずございます。

その中で、議員もおっしゃられているシビックセンターの20年にわたる償還のほうもほぼほぼ終わってくるというところで、公債費としましては大津川の河川公園を同時期にしておりますので、そういった部分で大体3億円弱ぐらいは、公債費としては実際ピークの時よりは浮いてきているというところがございます。

それプラスですね、これも開発協会絡みになってきますけれども、東洋紡の跡地の公園を買い戻した、忠岡町で買い戻した土地につきましても、約1億円程度、毎年公債費を払っておるんですが、そちらが令和5年度末で終了するという形で、公債費だけでもかなりの額が浮いてきているというところと、あと、そういったところで財源を生んでいくという部分と、今回、ESCO事業につきましても、それをやっていくことで光熱水費の削減していく部分が年間約2,000万円弱ぐらい出てきますので、そちらのESCOの工事の起債の実際の償還についても、大体半分ぐらいはそこでペイできるというところでおと。

で、グラウンドにつきましても、その辺の財政措置のあるものをどんどん活用していくような形で、我々水面下でいろいろやっている中で、ある程度の将来の財政を見通しながら今回、事業は組ませていただいたというところで考えております。

税金につきましても、コロナの影響というものをですね、最初はあるかなと考えておったんですが、今のところ国も含めて、そんなにむちゃくちゃ落ち込んでいるところはございませんので、幸い町のほうにつきましては個人さんの所得のほうがじわじわと、ここ数年で納税義務者も、ありがたいことでじわじわ増えてきているというところもございますので、こういったソフト事業を含めていろんな、子育て支援等をやっていきながら、来るべき人口減少社会というところを、何とか盛り返していけるような形で要はやっていけば、歳入面についてもある程度めどが立ってくるのかなというところで、いろいろ大きな金額は上がっておりますけれども、そこらの財源につきましてもある程度検証した上で組ませていただいておりますので、よっぽどのことがない限りはまた赤字になっていくというようなところは、現時点では考えることができないのかなというところと考えております。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

ありがとうございます。当然、将来を見越しての、それは根拠のないあれはしてないと

思うんです。しっかりその辺の、私が言うまでもなく福祉センターのことも当然考えてはる中での財政の見通しだと思うんですけど、いろいろと大変ですけども、しっかりとこれ以上に取り組んでいていただきたいと思います。

ちょっと地方創生交付金、これ拡充されるようにも聞いてます。公室長、これね。恐らく近々拡充されるん違うかなと思いますので、先ほど二家本委員が給食費のほうも言って、現段階でも小・中学校の給食費の無償化、期限限定でありますけども、また水道の減免も限定、あれもう終わりましたか、3月末ですか2月ですか。この辺もしっかり、物価高騰もあってかなり教育の部分にも影響が出ているということもありますし、この辺もしっかり拡充されれば、この辺もしっかり取り組んでいていただきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ありませんか。

前川委員。

委員（前川和也議員）

3日間お疲れさまでございます。ちょっと多岐にわたることやと思いますので、この機会に質問させていただきたいと思ってました。

3月、冒頭ですかね、子どもの自殺が最多だったというようなニュースを見ました。まず1点目なんですけども、そういう本町の児童・生徒向けの心のケアというか、そういったことはされてるかなと思うんです、外部からの心理士さんをお招きしてとか。または学校の先生からの聞き取りとか、そういうことをされてると思うんですよ。子ども向けはされてると思うんですけども、大人向けですね。これは多分人権、企画とか心の相談室とかですかね。こういったこともされてると思います。谷野課長のところも、産後うつの防止とかケアとか、そういったことをされてるということで、本当に子どもから大人までいろんな、老若男女、多岐にわたる政策が心に関する部分かなというふうに思います。83億の予算のうち何%かなというふうにも思うんですけども、そういう本当に年々複雑多様化してるような心の問題にいかに対処していくのかというのが、住民サービスの試されている1つかなと思うんですけども、その住民サービスを行う側、こっち側ですよ。例えば職員さんとか、あと学校の先生とか、そういった方々の心のケアというかお悩み解消とか、そういった部分の施策というのはどういうふうに取り組まれてるのか、教えていただけますか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今ご指摘の職員の心のケアというところですね。産業医というのがありますので、産業医を窓口にするのはもちろんのことなんですけども、それ以外の面でも、まずは悩みの入り口で相談できるようにというのは、やはり所属長というのがまず一番近い位置にいるのかなというところなんです。ワンオンワンミーティングというのを実施しておりますので、これは所属長と部下が1対1で、とにかく所属長には、こういったミーティングではとにかく課員にしゃべらせてくださいと、それで話をいろいろ聞いてあげてください、どんな思いを持っているかという形で進めているところなんです。そんなところもひとつ発掘といいますか、相談の1つのステップになるかなと考えております。

委員（前川和也議員）

学校の先生向けの。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

学校につきましては、両小学校のほうにも町単費でスクールカウンセラーのほうを配置させていただいております、中学校につきましても府費のスクールカウンセラーのほうがあります。もちろん、まずは管理職中心に働きやすい環境づくりということで、定期的な面談等もございますので、そこで、場合によってはもちろん相談もできますし、場合によってはスクールカウンセラーのほうにも相談というのは、体制のほうはつくらせていただいております。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

そのスクールカウンセラーというのは、児童・生徒だけじゃなくて、学校の先生の心のそういう問題にも応えてくれるという方々ですよ。そのスクールカウンセラーさんというのは。学校でもそうですし、人事のほうでもそのように職員さん向けに取組があるということなんですけども、本当に心の問題は何か年々複雑多様化してきて、何か一昔前やったらもう精神論で片づけられておったようなことが、もう今ではそういうふうにはいかないというふうになってきていると思います。

で、住民サービスをふだん提供していく我々がまずは倒れてはいけないというところで、何かこの、それこそスクールカウンセラーというのもありましたけども、産業医のほ

かにも心理士って結構いっぱい資格あると思うんですよ。いろんな国家資格から民間の資格からあるので、そういう心理士の活用というようなことをひとつこれから念頭に置いて、我々の内部の役場の職員さん向け、もしくは町民さん向けにもそういうような、心に焦点を当てたような施策を取り組んでいていただくことが、これからもっともっと必要になってくるかなというふうに思っています。

あと、今言った以外で、心に関する部門というたら、ほかありますか。心の問題に取り組むような部門というと。人権、健康、子ども、教育、それから社協さんもそうですかね。だから集約すると、本当の町の中の予算でも結構な割合を占めるんかなというふうに思うんですけども。町長。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

担当のほうも考えているん違いますか。

委員（前川和也議員）

もう一回、ちょっと整理して。心の問題って、いろいろ様々な部局で多岐にわたって、それなりにお金も充当して取り組んでおられると思うんですけども、その住民サービスを提供する側の職員さんや教職員のほうも目を向けて当たっていくことが大事かなというふうに思うんです。精神論で片づけることができないような情勢にもなってますんでね。職員さんでもひよっとしたらそういうことが理由でお辞めになった方もおられるかもしれませんし、これからそういう方が出てくるかもしれないので、そういうところにちょっと目を向けていていただきたいなというふうに思ってたんです。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

大きい小さいは別として、いろいろ職員さんも休暇等々出てる方もおりますし、その辺は心のケアというところは、いろんな専門分野の方とか、いろんなところでちょっと尺度を変えてというふうなところを考えいかなあかんというのは当然ですね。喫緊の課題だと思っています。私とこだけと違うからね。他の市町村もそうだと思いますけれども、学校側もそうだろうと思いますし、我々現場、この役所もそうだと思いますし、その辺はしっかりと、もう1回、目を向けながら考えていきたいと思っています。

委員（前川和也議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

前川委員。

委員（前川和也議員）

そうです。本当に忠岡町だけに限った話じゃないと思いますので。本町だけに特化した問題ではないと思いますので、全国的にどこの市町だって同じような、きっと悩みを抱えられてると思いますので、逆にそこをひとつ突破口となるような取組をすることで、また他の市町村との差別化というか、選ばれる町にもつながるんじゃないのかなというふうに思ってますんで、そういう視点も大事にしていきたいなというふうに思っています。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、教育的なところから2点と、防災のことで3点ほど、ちょっとお伺いします。

昨日たまたま文科省より、マスクの件なんですけど、もう4月1日以降、児童・生徒、職員ですよ、はもう着用を求めないという旨の通達が出てきたと思うんです。それはもう多分忠岡町はそのまま履行していただけたらと思うんですが、例えばですけど、指導の中において毎日の持ち物にマスクは持っていきましょうとか、そういうことまでも及ばないということでもいいですかね。これはこども園とかも含めてください。回答。

教育みらい課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

教育みらい課（森野英三課長）

すみません、まだちょっと国・府通じての通知というのは、教育委員会にはまだ届いてはないんですけども、その通達内容を踏まえまして適切に対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

続きまして、以前にもいじめ問題のことでちょっとご質問させていただいたときに、いじめ防止法で、通称いじめ調査委員会ですよ。いじめが起こったら、一定の期間内にいじめ調査委員会を立ち上げなさいということで、いいなと思ったんで、これは忠岡町さんはどう考えているのかなということでもちょっとお聞きしたかったのですが、大阪市とか神戸市ですね、いじめ調査委員会が立ち上がったら、その委員の推薦枠に被害者が選ぶ専門

家の枠っていうのがあるそうなんです。弁護士とかそういう。よく大津からいろんなところでいじめが起こったときに、そこがブラックボックスだみたいなことを言われて批判されて、いろいろ正しい情報が正しく伝わっているのかよう分からへん。結局マスコミも何か一部切り取って、何か面白おかしくみたいなどころがあって、こんなんは誰が一番不幸かというといじめられた人やし、いじめた人間だってまた後々、「何やってたんや」とか言われるのがあると思うんですけど、この推薦枠に確かに被害者の選ぶ専門家などの枠があると、ああ、そういう、要は話の内容がお互いがイーブンとして進めていけるのかなと思うんですけど、忠岡町もないことにこしたことは間違いなくないんですが、もし万一起こった場合、こういうような、そういう枠のあり方というのは忠岡町は取り入れることはあるでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

まず、議員おっしゃられるように、被害者の方の立場に第一に立ってというのは、それはもちろんでございますので、重大事案が発生した際については、やはりあくまでも第三者、中立性という部分でということと考えております。また、その今議員言っていた部分も含めて、また調査研究等してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。

あと、すみません、防災なんですけど、防災マップの視点からちょっと3点ほどお聞きしたいと思います。

防災マップね、2年前につくられて、全戸配布されて、見てるんですけど、お聞きする内容で、足の悪い方、特にあと夜間発生時ですよ、の対処法が何かまだなかなか理解というか、どうしたらいいんだろうというような内容でもあると思うんですけど、今後その辺のブラッシュアップというか、クオリティのアップに関してはどのように考えておられますか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

夜間も含めて避難のあり方ということについては、ちょっとまだコロナの関係もある中で、いわゆる避難所の利用のできる人数のかげんもありましたので、その辺も含めて避難のあり方ということについて、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。今、特にこういったことというふうな答えはちょっと持っておりませんので、検討のほうさせていただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。前からちょっと聞いているんですけど、ピープルさんの園の、要は避難所としてピープルさんにあるらせん階段を登って逃げる屋上とか、あそこの一定の開放というか利用に関しては、開いてるとき以外はずっと閉まっているんで、あの辺には結構高齢の要介護、要支援、そこに至らずともシルバーカーを押したおばあちゃんが結構住んでますと。で、その人たちが夜間に、例えば「津波から逃げましょうね」と言うても、1時間で移動できる距離って1キロは多分行けないと思うんですよね。となると、ああいう目立つ場所にある目立つところに逃げるのが一番いいことかなと思うんですけど、そういった形で、あそこの避難場所としての活用というのはどのようなこととして検討されているのでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

ピープルのチャイルドスクールのことをおっしゃっていただいているんだと思いますが、災害時の利用についてなんですけども、協定のほうはもう締結のほうさせていただいております、鍵のほうもお預かりのほう、さしていただいているところでございます。ただ、具体的な建物の使用方法について、手引書、私どものほうでまだ作成のほうはできておりませんので、ちょっとそれができてからのご案内になるかなというふうに考えているところでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

一步、一定進んでいたんで、ありがとうございます。

あと1点なんですけど、ちょっとこれは素っ頓狂なこと聞くなというふうに思われるかもしれないですけど、ちょっとそれはご勘弁いただきたいと思うことで。海を挟んだとある国さんがよくミサイルを発射して、最近では鳴らないですけど、一時期これでも鳴るようになってたじゃないですか。誤作動したとかどうのこうのと言って。日本以外の国やったら結構、先進国ではそういうような際にどういうふうに対応しましょうねと。一時期、某隣国が発射実験を繰り返して、日本の上空を通ったときに、幾ばくかの市でそういうことを想定した避難訓練も行われたところもあると聞いてるんですね。

で、防災の関係になるかなと思うんですけど、そんなんって、自分の命を救うためにまず何せなあかんというのは、ほんま自分の命を守る行為やと思うんですけど、それさえもやっぱり日本ってそういうことがないという文化で生まれてきてるんで、なかなかみんな、じゃあ何すればいいんだって分かってないと思うんです。だから、そういう一定の啓発なり、何かそういうのって必要かなと思うんですけど、その部分についてどう考えますか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

隣国からのミサイルの発射についてお尋ねいただいているんだと思うんですけども、私どもといたしましては、ミサイルが飛んできた場合、Jアラートが鳴るといふような形になっておりますけども、じゃあどういふふうな対応を住民さんにとっていただくのかということにつきましては、ホームページではご案内させていただいてるんですけども、「できるだけ強固な建物の中に避難してください」、「建物の中にいらっしゃるのであれば、できるだけガラスから離れたところに避難してください」と、そういうふうな啓発をホームページを通じてさせていただいてるんですけども、なかなか住民の皆様がご覧になっていると言われると、ちょっと疑問がつくところでございます。

一時期、ミサイルがよく発射されていたときですけども、住民、市民向けの訓練をやっている市町村もあるというふうに聞いておりますけども、なかなかこの大阪の市町村でやっているとところもまだ数少ない状況でございますので、今後、近隣の状況を見ながら、本町で取り組める面があれば採用していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。ありがとうございます。委員長。

あと1点。すみません。以前に一般質問、防災じゃないです、AEDのことなんですけど、AEDを使用するときに女性の、要は肌をさらさないといけないじゃないですか。それによって女性の方が、するほうもされるほうも嫌がると。だから、最近は中に三角巾を入れたりとか、恥ずかしくならへんように覆うものを入れたりしてるというふう聞いてるんですけど、忠岡町がリースしてるAEDって、そういうことにある程度配慮できているものなのか、配慮できないのであれば何か配慮することを何かされているのか、ちょっと教えてください。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

既に三角巾のほうは用意して備えております。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。ありがとうございます。じゃあもう結構です。以上で。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ありませんか。

勝元委員。

委員（北村 孝委員）

委員長、総括、2回もいいの。

11番（勝元由佳子議員）

1回置きますって。あかんのですか。

委員（北村 孝委員）

1人ずつ一応言っていってるねんから、何か聞き忘れたとかやったらあれなんやけど、2回も。

委員（三宅良矢議員）

それで、また1時間とか2時間とか。

委員（勝元由佳子議員）

言うたんですけど、一旦置きますねって、どうしましょうと。

委員（北村 孝委員）

好ましくないと思います。絶対あかんとはあれですけど。前にもこんなことがあったから、私、ちょっと注意というか、させてもろたことあると思います。それを結局30分も40分もあれやったら、ちょっとどうかなと。

委員長（河瀬成利議員）

30分も50分もやったらあかん。

委員（勝元由佳子議員）

それなら絞って。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、1個、人事部局のほうに、一般質問でも予算で聞きますって言うてた部分で、私、1日目の途中で切られてしまったので質問できていない部分なんですけど、全庁的な部分があるんで、ちょっと質問させていただきます。

まず、職員の昇格試験の部分なんですけど、先日も一般質問で、アンケート調査の結果でということをおっしゃっていただいて、その中でやっぱり複数指摘されていたのが、試験制度で年齢制限を設けてるんですね。忠岡町、43か41かちょっと変わったみたいなんですけど、その年齢が高過ぎて、結局下の職員さんが追い越せない、受けられない、受験資格ないやないかいと。結局、上の人たちを守るための昇格試験にしかなくなってないんじゃないかというところで、その年齢制限は要らんのじゃないかという声は結構、複数あったんです。そこら辺は今後変えていくというか、本来、入庁何年目以降の人であれば誰でも受験できますよとか、そういうふうに変えるべきかなと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、昇任試験なんですけれども、今おっしゃるように41歳で係長試験の受験資格となっております。これは試験導入で設定したものではありません。もともと規則で定められているものでして、本町独自の運用というわけでもありません。ただ、今、勝元委員おっしゃるように、係長へ意欲を持った者が早く、若年層で昇格するというのは、これは幾つかの団体ではそういった試験のやり方を導入しているところも事実でございます。

本町においても、その設定の段階で、受験資格の年齢をもうちょっと若い年齢にということも検討いたしました。結果、若くにはしなかったんですけども、その理由といいますのは、やはり若年層から本町の今の状況で責任を負わせること、若いときって意欲がすごくありますのでということがあって、受けていただくのはいいんですけども、経験等がない中であるのかえって負担になるのではないかという点と、それはもちろん本人の希望で受験できますから、受験しない者はしないという道を選べるんですけども、実際には今、このご時世という言い方をするとあれなんですけど、昇格、昇任していくことを望まない職員、責任を持ちたくないという職員も割とおります。実際、この制度導入で、2年

経過しているんですけど、何名かはもう受験をしておりません。対象者はそんなにいないんですけども、その中でもそういった結果です。

そういった職員は、41歳を迎えるまでは自分の意思を確認されないという点もあるんですよね。早い年齢で、例えば30歳から受験できるってなると、その時点で「私はもう昇任を望みません」って宣言をするようなことにもなりかねないなというのもちよっと、ちよっといろんなことを考え過ぎかも分かりませんが、そういったところで、一応受験資格としては変更せずに、係長に上げられる年齢としていたもともとの41歳というのを採用して運用したところでございます。

ただ、これは組合との協議の中でも意見を頂いております。これですっと固定化するつもりもございませんので、今後状況を見ながら、また組合とも相談に乗ってもらいながら、変更が必要だと判断したときには修正することになるかと思っております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

人事側のご意見も分かるんですけど、結局下の方々というか、特にやる気のある方ですよ。からすると、他市のよその自治体に比べても忠岡町は係長になる年齢がやっぱり遅いというか、よその自治体やったらもうそれぐらいの年齢やったら係長になれるのにと、そういった不満もあるみたいですし、特に試験もそうですし、上の人たちね、特に人事も含めてやっぱりそういう町組織の上の人に対する何か結構、不満も多かったですよ。

先ほど下の職員の方々が責任を持ちたくないって人事は言っていましたけど、私、実際、幹部職員になりたいとか、なりたくないんやったらどういう理由でというのを聞いたんですよ。聞いてるんですよ。そしたら「責任を持ちたくない」という理由を選んでいる人なんて、1人おったかおらんかぐらいで、みんな結局、人材育成のところできちんと幹部職員に育ててもらえてないというか、育てないことに対する不安を理由に選んでいる人がほとんどやったんです。

そこで、「今の幹部職員と同レベルでいいんやったら別に幹部職員になってもいいですよ」って書いてる人もいてたぐらいなんです。だから、そこは多分人材育成と絡んでくる話なんで、今後人事のほうで考えていってもらうべき問題やと思っておりますけど、必ずしも責任を持ちたくないからという逃げの意識で、「昇格したくない」「幹部になりたいくない」と言っているんじゃないです。というところを私はちょっとアンケート結果から申し上げたいというのと。

あと、職員さんの中でも言うてはるのが、結局昇格が罰、賞罰でいうと賞、ご褒美じゃなくて罰と捉えている職員さんもおると。結局幹部職員になったら損というかね。そういう捉え方をしている職員も結構、一定いてるみたいで、だからなりたくない、あえて選ばない方もおられるみたいなんです。となると、今後、昇格試験を受けていただかないと係長になれないし、係長を段階を踏まないと幹部職員に、課長以上になれないわけじゃないですか。今後の懸念として、ある年代から幹部職員いなくなる可能性が出てくるんですよ、実際、今後の問題として。それはそれで問題で、そんなに係長昇級の試験を受けたい人、手を挙げる人がいないという現実があると、今後ね、もう幹部職員いなくなるでしょう。そこはちょっと考えていただかんと、ほんまに上、すぼって、今後いてませんでみたいに、議会がそれこそ成り立たへんのと違うという現実、結構見えてくるんで、そこは考えていただきたいんですけど。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

私もその意見、上がりたくない意見というのを、私ももちろん人事を預かっている者ですので、何人かの意見なんかも聞いたこともあります。中には、管理職が議会对応、大変や。もうしんどい、しんどいって、そんなんばかり聞くから嫌やって、そんな意見もあります。ですけども、やはり上に上がるからこそ町の施策を推進、絵を描いていける位置でもありますし、そういったところを説くべきであるというふうには思います。

この昇任試験に関しては、所属長を通じて申請という形にしました。というのは、今委員指摘された部分を心配して、ちょっとでも所属長から、「その辺はそうじゃないんやよ」と言える場面をつくる意味でも、そういう形にしました。

今後、確かに所属長、なり手が少なくなる可能性も大いにあると思います。それはちょっと長い年次で考えることがなかなか難しく、昇任試験をしないという選択肢はございませんので、この捉え方、それからもうちょっと魅力のある形という、人事に関しては全てそこで片づいてしまうんですけど、魅力のある形、上に昇任して中心としてやっていきたいって思えるような形にはするべきというのは、常に人事政策を考えるときには思っているところです。今後も当然のことながら、検討しながら一番いい形をと思っております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと時間もないんで、まとめてね、こういうご意見があったんで、人事のほうでちゃんと捉えて対策してくださいということで申し上げさせてもらいますと、一般質問でも言いましたけど、結局下の人は声を聞いてほしい。特に上司の評価もさせてくれというぐらいの方も複数いてたんです。

あと、人員配置の部分は、やっぱり部署によって、「何であそこ多いねん。業務量と人員配置、一致してないんじゃないか」って思っている方々がいてるのは、多いのは多いと思います。そこら辺も含めて聞いていただきたいというところ。

実際、私が取ったアンケートもしかり、あと新人職員の指導員制度、あれもアンケートを取りましたけど、ああいうのもそうですけど、「本来そういうのは人事がすることじゃないのか。何で人事以外の人やってるんだ」と、その新人職員さんの面倒というかね、見るのもそうやし、「そもそも下の職員さんの声を聞くなんていうことは、議員じゃなくて人事がやることやろう。だから逆に日頃思っていることを、聞く場を与えていただいてありがとうございました」と言う方もおられたんです。ですので、本来ちゃんとやっぱり人事が下のほうの現状調査はしていただきたいというのと。

あと、ちょっと気になったのが、人事が機能してないという問題なんです。特に賞罰。褒めるというか、罰のほうですけどね。やっぱりいろいろ書いてる細かいことはちょっとあれですけど、やっぱり職員の中で不正があるとか、あるいは勤務時間中ずっとスマホをいじくってるとか、あと再任用の方のことも含めていろいろ問題点を書いておられて、総じて結局人事が機能していない。人事が本来やったら罰、懲戒処分なり分限とかも含めて処分すべき、よその自治体やったら処分されてることが忠岡町はしない。人事に言っても黙認してると、言っても駄目ですということが何人か、複数の方、同じこと書いてました。

そこはやっぱり複数から同じことが指摘あるというのは、そうなんだろうと思うし、私も従前から「何で処分せえへんねん」って一般質問で取り上げたことあるから皆さんもご存じやと思いますけど、やっぱり普通の公務員目線で見ると、そんなんおかしいん違うんかというところは、きちんと罰なら罰を与える。逆に褒める部分は褒めるという、何かご褒美的なものを与えるなりしないと、さっきの昇格試験もそうですけど、結局下の方が腐る。結局、人事に言うても組織内で解決しないから外に言いたいわってやっぱりなってくるという、そういうのがあって、ちゃんと人事のほう、町長、副町長もおられるんで、そこを筆頭にちゃんとここの組織変えることはしていただかないと、多分このままやったらほんまにやる気があって、変えることも取り組んでいる方が、結局力尽きて諦めて、よそに行く。忠岡町を去っていく。

で、言葉は悪いですけど、結局アンケートを見ても二極化してて、どの質問にも問題ないって思っている人、ごめんなさい、問題を書いてない方というのは、特定のことにだけ

問題があって書いてるんじゃないくて、全てのあらゆる問題、人材育成もそう、内部のいろんな不満の部分もそう、全てにおいて問題ないと思ってる方が多い。一方で、不満に思ってる方はあらゆる質問に全部ほとんどわあっと書いてはるんです。だから二極化している。だから問題意識のない人は残るんかもしれないですけど、本当にやっぱり役場の中の問題点を気づいていて、「こういうふうに変えたらいいのに」という意見も持っている、そういう方が結局はもうあかなあと、力尽きて辞めていくんじゃないかというところもあるんで、そこは今後の人事のほうできちんと対応していただきたいということはお願ひしておきます。

一言、何かあるんやったら聞いておきます。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

貴重なご意見を頂きましたので、参考に、よりよい職場となるよう人事行政を推進していきたいと思しますので、よろしくお願ひいたします。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、ちょっと人事の件は、あと個別でさせてもらおうとして。

あともう一つね、ちょっと昨日の質問で、途中で聞かれへんかったんですけど、男女共同参画、男女の意識の差というところで、私はここであえて言いたいんですけど、実際、町政内で女性の社会進出、地位向上というところで、男性自身がやっぱり男性の物の考え方と女性の物の考え方って全く違うというところをまず意識して捉えてほしいという部分があるんです。そういう意味で、昨日も女子教育云々という話を私はさせていただいたんですよ。させてもらったつもりなんですけど、ちょっとあまり真意は伝わらなくて、結局男の人って、無意識にだと思えますけど、もう小・中・高とか、その辺りから一生働くとか、稼いでそれこそ養っていくという意識を持ってるでしょう。だけど、女性は持ってないから、持ってない方のほうがほとんどで、結婚して、まあ言ったら養ってもらうというか、そういう意識の方が多。そのこのところの意識を変える必要があるんじゃないかというところを質問したかったんです。

特に昨日の場面で、「ちょっとそんな質問はもういい」的なことがあったんで、まさにちょっと男目線やなと私はむしろ感じたんですけど、男性と女性のそもそもの意識、価値

観の差というものをまず認識してほしいというところは、町政に携わる全ての男性の方々に、女性も含めてですけど、お願いしたいところなんです。

今見てみるとね、ここずらって、女性、議員の中で私1人でしょう。職員さんもお2人ね、女性、新人の課長さんいらっしゃるけれども、圧倒的に男性、多いじゃないですか。アンケートもそうですけど、やっぱり男目線、男性社会的な部分がちょっと強い感じは職員さんからも聞いてます、実際に。私も実際議員になって、町政の中へ入ってきて、男やから、女やからということをよく言われたり、そういう性差を意識し出したのは議員になってからなんです。なので、やっぱり町政の中全体で男女共同参画というものを口にする立場にある公職の身であればなおのこと、女性の意見に耳を傾けるというか、まず女性の意識ってどういうものなんかとか。そしたらじゃあ社会的弱者の女性をもっと底上げするにはどういう施策なりどういうことが必要なんかということは根本的に考えていただきたいなと思うんです。

なので、ちょっと一言頂けるんやったら。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員申されましたとおり、まさに第2次男女共同参画の計画の中はそういう部分、男性が男性の中で思っていること、女性も女性はこうなんだと思っている固定概念という分が非常に大きな部分、今後を占めていくのかなと思います。それを研修とかいろいろな意識改革で変えていくというのは、議員もこの間申されておりましたとおり非常になかなか一朝一夕ではいかない問題だなということは、おっしゃるとおりでございますが、かといってそのままというわけではございませんので、職員につきましては人事のほうも人権研修、共同でさせていただいてございますので、そういう中で一步一步変えていきたいと、そういう意識は男性も女性も変えていきたいというのは持っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、虐待の対応のことでお聞きしたいんです。さっき高齢者の虐待の部分は高

齢介護課のほうにお聞きしたんですけど、児童の虐待も含めて、通報があったり何なりした場合の介入の仕方なんですけど、一応介護保険のパンフレットにも、そういう虐待事例があったら高齢介護課に通報してくださいということを書いていたんですけど、じゃあ、通報を受けたとき、町が虐待事例、子どもにしろ高齢者にしろ、虐待事例があったときに今現状どういう対応をしているのかというのが1個。

恐らく多分警察も一緒になって介入しないと、市町村行政の持っている権限だとそこまであまり介入でけへんのやろうなというのがあるんです。なので、「やっています」と言われたって限界がある。そこを今後どういうふうに考えておられるのか。もう法改正してくれということまで望んでるのか、どう考えてるのかということをちょっとお聞きしたいんですけど。これ、でも複数部局ですよ。児童とか高齢者ってね。なので総括でお聞きしたんですけど。それぞれの部署でもいいですけどね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

高齢者部門に限ってのお話で申し訳ないんですけども、我々、老人福祉法等で虐待に関してはある程度権限も認められておりまして、実際通報があってから48時間以内に接触して、話を聞き取りをさせていただいたりですとか、ご本人さん、時には警察の方も一緒にお伺いして、両方のお話を聞かせていただいて、その後の対応を決めさせていただくところがございます。

介護サービス、介護認定を持たれてる方については、分離という形で施設に入っていたりとかはあるんですけども、介護認定を持たれてない方についてはなかなか介護サービスは使えないんですが、そこはやむを得ない措置というところで、市町村判断でできる対応もございますので、そういったところも使いながら適切に、虐待されている方ですね。そちらのほうを守りながら、また虐待してしまう側にも、何か心にちょっとしんどいところがあったりとかいろんな背景ございますので、そういったところのメンタルケア等につきましても、我々、相談を受けたりですとか、また保健師のほうも入って話をさせていただいたりとか、そういった対応をしているところでございます。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

児童部門、健康こども課のほうにおきましても、今武藤課長の答弁と同じような形で、

まず直接、健康こども課のほうに通報等があった場合におきましては、48時間に担当職員が2名体制で、ご家庭にどういう状況なのかというのを確認を行っているところでございます。

また、子ども家庭センターへ直接、189ということで通報があった部分につきましても、本町の住民ということであれば岸和田子ども家庭センターと連携を行いながら対応を行っているところでございます。

また、警察のほうに直接お電話というところもございますので、その辺におきましても岸和田子ども家庭センター、忠岡町の健康こども課の職員と連携、また関係機関に所属というところもございますと、また関係機関の職員と協議しながら対応について検討しているところでございます。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

人権のほうはDVの関係でということで、DVの関係になりますと子どもさんがいらっしゃる場合が非常に多うございますので、これにつきましては女相、女性相談センター、府の施設ですけれども、こちらと警察と必要に応じて協議しながら、先ほどございました健康こども課とも連携しながら対応しているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

よく子どもの虐待とかでも、子家センのほうが対応をあまりしてなくてとか、そういうので、結局子どもが亡くなったりとかいう事例も時々ニュースで見たりするんですけど、気になるのがどこまで介入できるかというところで、先ほど高齢のほうも子どものほうも、ちょっとDVのほうはおっしゃってなかったですけども、48時間以内に確認しに行かれるということをおっしゃってたんですけど、実際にじゃあ、そういう引き離すとか何らかの形で確認、話を聞く以上のことって、実際できるとか、やってるんですか。そこら辺、実情を聞きたいんですけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

実際にその措置したこともございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、ちなみに去年度でも結構なんですけど、大体何件ぐらい、そんな通報というか、虐待事例ですよ。何件ぐらい把握されてるかって分かりますか。分かれへんかったら後でいいです。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

後で。

高齢介護課（武藤優子課長）

すみません。ちょっと今、数字持ち合わせてませんので、お願いします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

はい。

健康こども課（谷野彰俊課長）

児童のほうの部門につきましても、また後ほどご報告させていただきます。

委員（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

委員長（河瀬成利議員）

続きまして、討論に入ります。各委員の意見集約に要する時間について、どのぐらいお取りすればよろしいでしょうか。4時半でよろしいですか。

そしたら、16時30分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

(「午後3時05分」休憩)

委員長(河瀬成利議員)

どうもお疲れさまです。すみません。

(「午後5時17分」再開)

委員長(河瀬成利議員)

意見集約の時間になっておりますが、もう少し意見集約で時間が欲しいということで、明日のお昼1時まで延会してほしいという要望があります。

それで、皆さんにお聞きしたいんですけども、明日の1時からもう一度、意見集約からやるということで異議のある方はいらっしゃいますか。

委員(勝元由佳子議員)

すみません。意見集約ですか。質疑、審議じゃなくて。

委員長(河瀬成利議員)

一応意見集約からやると。

委員(勝元由佳子議員)

意見集約というのは各会派の意見ですよ。

委員長(河瀬成利議員)

そうそう。

委員(勝元由佳子議員)

質問、審議は。

委員長(河瀬成利議員)

審議は。

議会事務局(柏原憲一局長)

もう皆さん、いろんなご意見が。

委員(北村 孝委員)

総括まで行って、委員長がもう切って、討論に入ると言うてるのに。

委員(勝元由佳子議員)

ですよ。

委員(北村 孝委員)

ここで、もう審議終わってるやん。そんなん、そんなことしてしまたら何でもありになってしまう。前代未聞や。

委員長(河瀬成利議員)

だから、すみません、意見集約から。今日の意見集約、始まりますよね。それを明日1時からやらしてくださいということですけども。

委員（勝元由佳子議員）

それやったら今日にしてほしいです。

委員長（河瀬成利議員）

だから、そういうふうな意見もあると思うんで、ここはちょっと採決、延会賛成、反対、やってもいい、やらんでほしいというのを採決したいと思うんですけども、よろしいですか。

そしたら、明日1時から意見集約から再開してもよいという人、挙手お願いします。

（挙手多数）

委員長（河瀬成利議員）

そしたら、賛成多数で、明日1時から意見集約をするということで、よろしくをお願いします。

本日はどうもご苦労さんでした。これで延会いたします。明日1時からよろしくをお願いします。

（「午後5時18分」延会）